

第10次高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

富士河口湖町

TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

■ も く じ ■

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 日常生活圏域の設定	3
5 第9期介護保険事業計画策定における国の基本指針	3
第2章 高齢者を取り巻く現状	5
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題	5
2 アンケート調査からみた高齢者の状況	12
3 本町の高齢者を取り巻く社会的な課題	23
第3章 第8期計画における介護保険事業等の実績	26
第4章 介護保険事業の将来推計	31
1 高齢者人口の推計	31
2 要支援・要介護認定者	32
第5章 計画の基本的考え方	33
1 基本理念と基本方針	33
2 施策の体系図	34
第2編 各論	36
第6章 施策の展開	36
【基本目標Ⅰ】思いやりのある地域づくりの推進	36
Ⅰ-1 地域包括ケアシステムの深化・推進	36
Ⅰ-2 地域の支え合い体制の充実	40
Ⅰ-3 地域におけるネットワークの構築	41
Ⅰ-4 相対援助体制の充実	42
【基本目標Ⅱ】健康づくりの推進	43
Ⅱ-1 介護予防の推進	43
【基本目標Ⅲ】安心して暮らせる環境の整備	44
Ⅲ-1 福祉サービスの充実	44

Ⅲ-2 交通安全対策・防犯の充実.....	47
【基本目標Ⅳ】介護保険事業の推進.....	48
Ⅳ-1 介護保険事業の推進.....	48
(1) 居宅サービス	49
(2) 施設サービス	54
(3) 地域密着型サービス	56
(4) 地域支援事業	60
(5) 自立支援・重度化防止等の取り組み.....	68
(6) 介護給付適正化への取り組み（介護給付適正化計画）	70
第7章 介護保険事業費の算定.....	72
1 介護費用額の推移.....	72
2 保険給付費の推計.....	73
3 第1号被保険者の保険料の推計.....	75
第8章 計画の推進に向けて.....	78
1 計画の推進体制.....	78
2 情報提供体制の充実.....	79
資 料 編	80
1 富士河口湖町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	80
2 富士河口湖町 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿.....	81
3 富士河口湖町 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の経緯.....	82

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、高齢者の増加が急速に進んでおり、総務省の人口推計によると令和4年10月1日現在の65歳以上人口は過去最高の3,624万人に達し、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.0%となっています。令和4年版高齢社会白書によると、今後も高齢者は増加し、「団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれの世代）」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には3,653万人に達し、令和22年には3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。一方、令和7年以降、現役世代の人口は急減する見込みであり、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」という新たな局面に移行していきます。このような状況から、今後、介護ニーズや介護にかかる費用の急増をはじめ、新たな局面における課題への対応が必要となってきます。

介護保険制度は平成12年に開始されて以来、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着しつつありますが、こうした社会的環境の変化に対応していくため、国では、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を断続的に行ってきました。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制である地域包括ケアシステムの深化・推進が提唱され、「地域共生社会の実現」を目指し、様々な施策を推進してきました。令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域の特性に応じ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築し、「地域共生社会の実現」を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

また、認知症の人が増加している現状等に鑑み、令和3年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が可決されました。本法律は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的としています。認知症については、これまでも予防・治療・正しい理解などに関する様々な施策が行われてきましたが、今後は、本法律に基づき、さらに施策の推進を加速していくことになります。

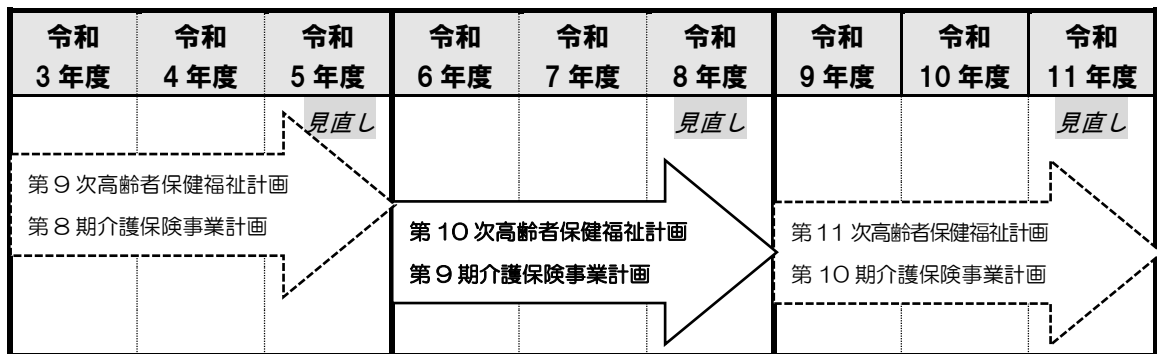
本計画は、令和7年、令和22年を見据えた計画として、令和2年に策定した『第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』での取り組みを評価・検証した結果を踏まえた上で策定するものです。本計画に基づき、中長期的な視点を持ちながら、令和6年度から令和8年度までの3年間で、高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開することにより、地域包括ケアシステムをさらに深化・発展させるとともに、地域の関係者がさまざまな課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会の実現」を目指します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 により策定が求められている「市町村老人福祉計画」であり、富士河口湖町における高齢者福祉に関する施策の方向性を定める計画として位置づけられています。
- この計画は、介護保険法第 117 条第 1 項により策定が求められている「市町村介護保険事業計画」であり、富士河口湖町における介護保険運営に係る保険給付の円滑な実施等に関して定める計画として位置づけられています。
- この計画は、地方自治法第 2 条第 4 項により策定が求められている富士河口湖町の総合計画をはじめ、関連する諸計画との整合を図ります。
- 目標量等の基準については、国や県が示すものを参考にし、富士河口湖町の実情に適した基準を設定します。
- 居宅サービス、施設サービスの質や量等については、県と協議し、近隣市町村との均衡がとれるよう努めます。
- 効率的、効果的な介護保険事業計画となるよう、寝たきり予防・認知症予防・要介護状態にならないための施策を中心に推進していきます。

3 計画の期間

この計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間として定めており、次期計画策定のために最終年度に計画の見直しを予定しています。また、計画期間内であっても、高齢者や介護保険に関する状況が著しく変化した場合等、必要に応じた見直しを行います。



4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的条件、人口、施設の整備状況等を勘案して設定を行うものです。

地域密着型サービス等の整備は、日常生活圏域ごとに行うこととしていますが、前期計画（令和3年度～令和5年度）では、人口規模などから日常生活圏域を1区域としていました。

本計画（令和6年度～令和8年度）においても、人口その他社会的条件について大きな変化はないため、引き続き1つの日常生活圏域として設定します。

5 第9期介護保険事業計画策定における国の基本指針

（1）基本指針の位置付け

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、医療介護総合確保推進法の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、基本指針において以下の事項について定めることとされています。

- 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

（2）基本指針の基本的考え方及び記載を充実する事項

＜基本的考え方＞

- 9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える
- 高齢者人口がピークを迎える2040年には、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が激減する見込み
- 地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討したうえで介護保険事業計画に定めることが重要

＜記載を充実する事項＞

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 地域の実情に応じて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護の連携強化
- 地域密着型サービスの更なる普及
- 在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況の点検及び結果の計画への反映
保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- 働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

○地域共生社会とは

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

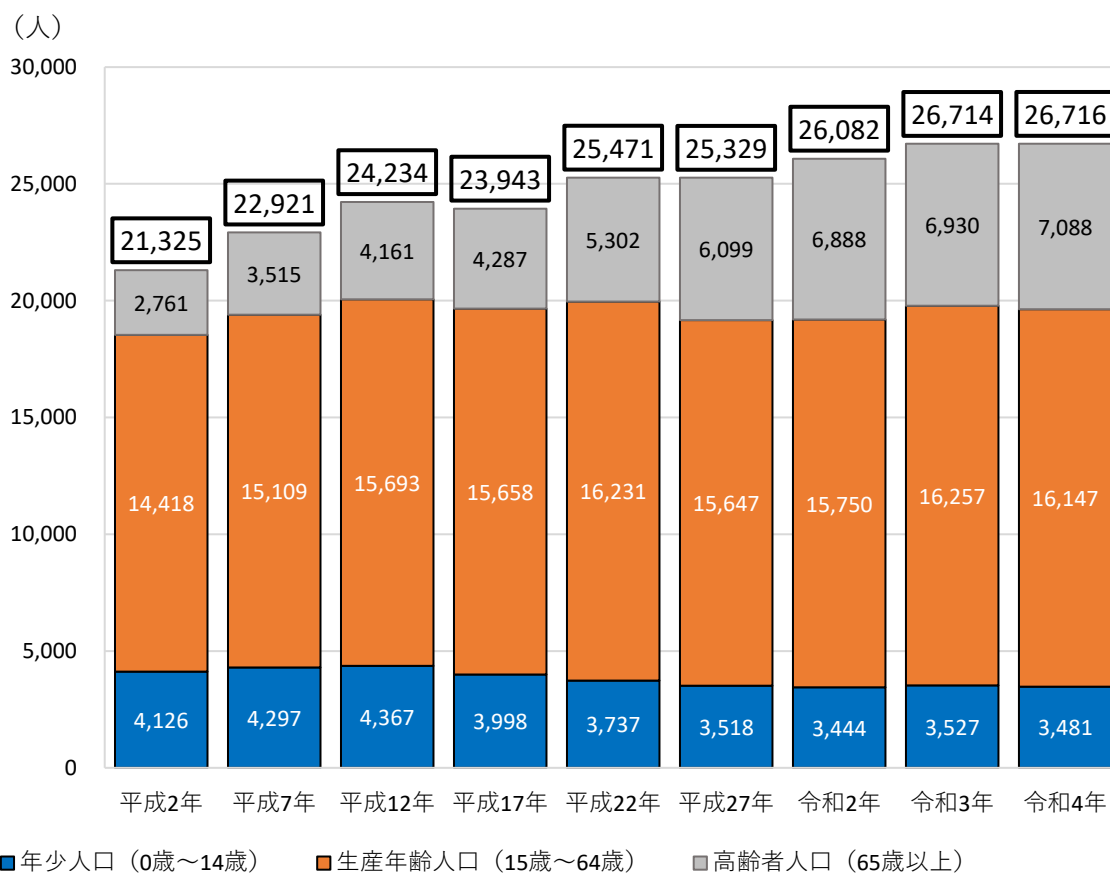
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移

本町の人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和2年以降は26千人台で横ばいとなっています。

■図 総人口・年齢3区分人口の推移



※平成2年～12年は、旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村を含む。旧上九一色村は合併前の全域を算入。

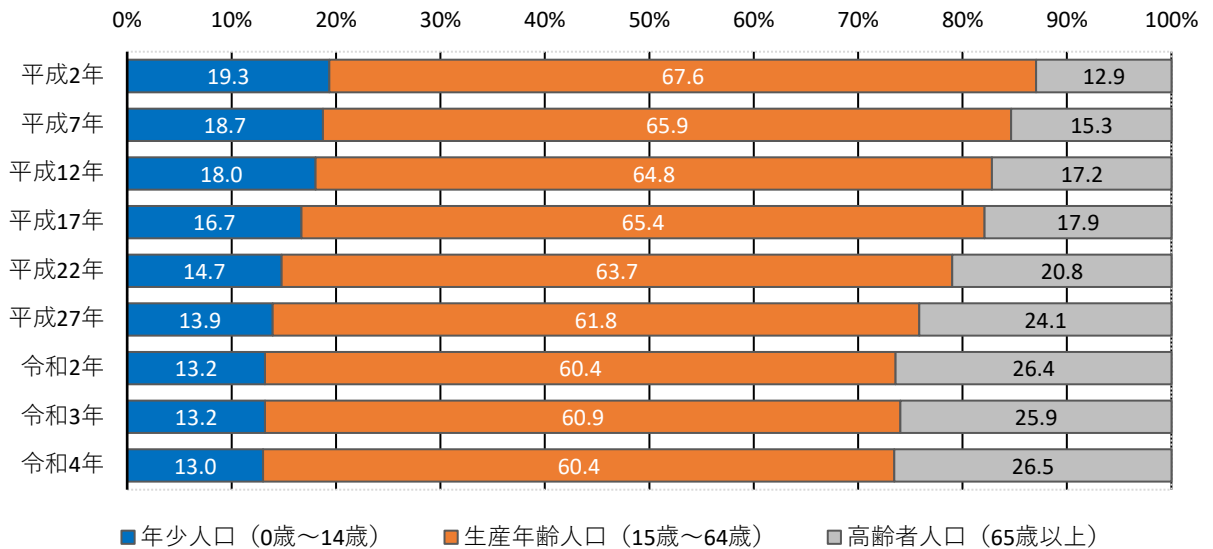
※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しません。

出典：国勢調査、令和3年以降は「住民基本台帳」(10月1日現在)

(2) 3区分別人口割合の推移

3区分別人口割合をみると、65歳以上は年々割合が高くなっており、令和4年には26.5%となっています。

■図 年齢3区分別人口割合の推移



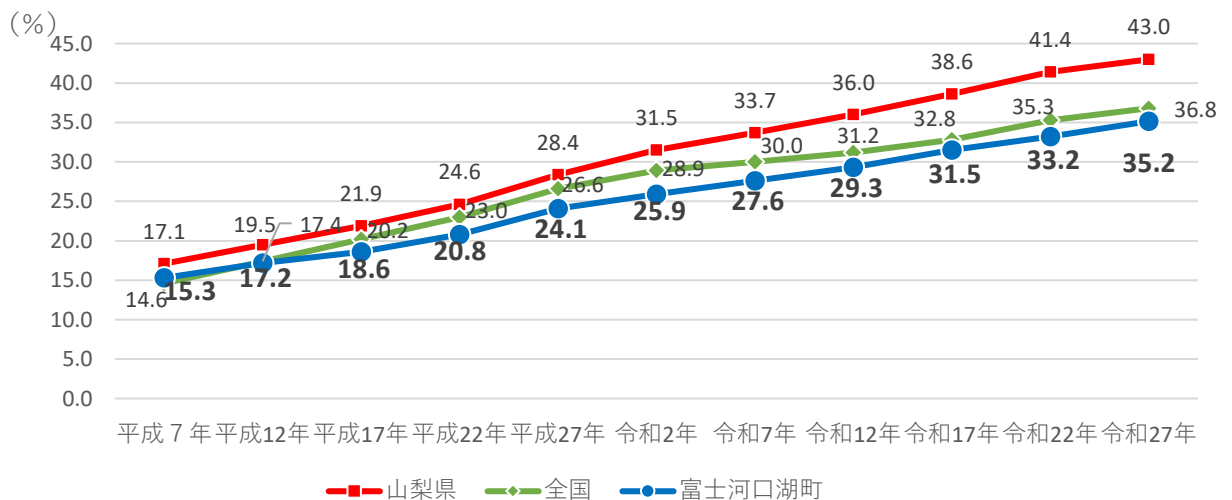
※3区分別人口割合は年齢不詳を除いているため、合計が100%にならない場合がある。

出典：国勢調査、令和3年以降は「住民基本台帳」(10月1日現在)

(3) 高齢化率の推移

本町の高齢化率は、令和17年には30%を超えてきますが、全国及び山梨県よりは下回って推移すると見込まれます。

■図 高齢化率の推移

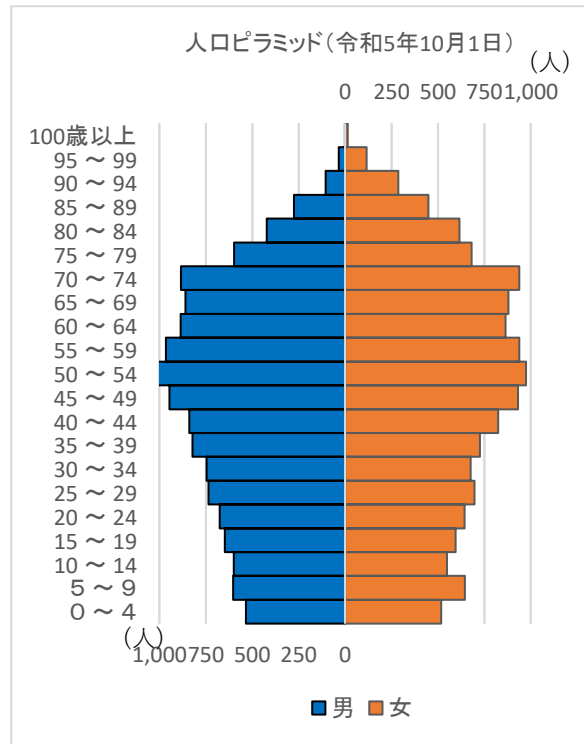
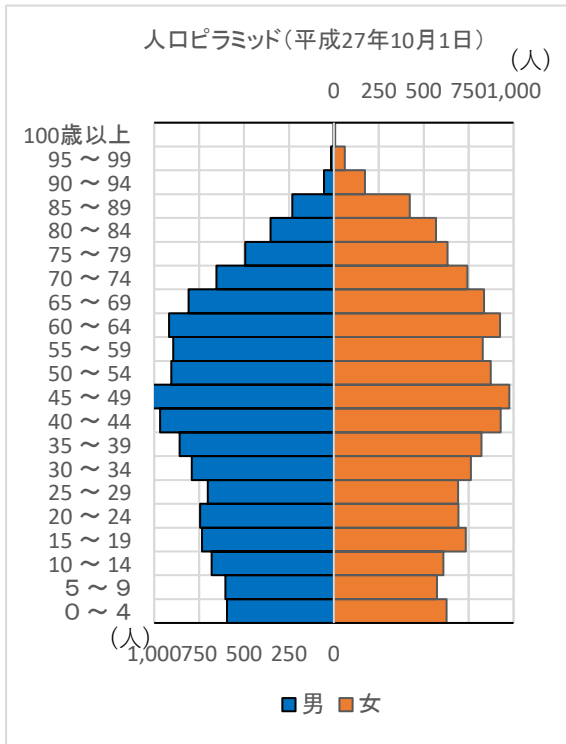


出典：国勢調査。令和2年以降は全国は「令和元年版高齢社会白書」、山梨県は「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」、富士河口湖町は令和2年は住民基本台帳、令和7年以降は平成28年～令和2年の変化率による推計

(4) 年齢階級別の人口構成

5歳階級別に令和5年10月1日現在の人口構成をみると、団塊ジュニアの世代（昭和46年～昭和49年生まれ）を中心に50歳前後で男女ともピークになっており、その次に前期高齢者となる60代後半～70代前半で多くなっています。平成27年10月1日現在と比較すると、重心が上昇していることがわかります。

■図 人口ピラミッド



出典:住民基本台帳

(5) 地区別高齢者人口

地区別高齢者の状況をみると、総人口の4割以上を占める船津・浅川地区において、65歳以上の人口が最も多く、2,988人となっています。しかしながら、高齢化率は富士河口湖町全体を1.8ポイント下回る25.0%で、二番目に低くなっています。一方、高齢化率が最も高い地区は上九一色地区で、43.8%と5人に2人以上が高齢者となっています。

■表 地区別高齢者人口

	人口(人)		高齢化率(%)
		うち65歳以上(人)	
富士河口湖町全体	26,856	7,193	26.8
船津・浅川地区	11,959	2,988	25.0
小立地区	5,895	1,383	23.5
大石地区	1,389	486	35.0
河口地区	2,330	702	30.1
勝山地区	2,932	735	25.1
足和田地区	1,437	499	34.7
上九一色地区	914	400	43.8

出典:「住民基本台帳」(令和5年10月1日現在)

(6) 高齢者のいる世帯の状況

複数の高齢者で構成される高齢者複数世帯数は年々増加しており、うち高齢者夫婦世帯が大半を占めています。

■表 高齢者のいる世帯数の推移

単位:世帯

	総世帯数	高齢者複数世帯※1	高齢者夫婦世帯※2	その他高齢者世帯※3	高齢者夫婦世帯の割合(%)
令和元年	10,533	1,071	981	90	91.6
令和2年	10,830	1,128	1,057	71	93.7
令和3年	10,988	1,184	1,087	97	91.8
令和4年	11,199	1,224	1,124	100	91.8
令和5年	11,445	1,257	1,215	42	96.7

※1 高齢者複数世帯:複数の高齢者で構成される世帯(※2+※3)

※2 高齢者夫婦世帯:夫婦とも65歳以上の夫婦のみの世帯

※3 その他高齢者世帯:すべての世帯構成員が65歳以上の高齢者からなる世帯(高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は除く。)

出典:山梨県「高齢者福祉基礎調査」(各年4月1日現在)

(7) 在宅ひとり暮らし高齢者の状況

本町の在宅ひとり暮らし高齢者は、年々増加しており、令和5年には1,541人と、全高齢者人口に対して21.5%を占めています。男女別では、女性が男性の2倍程度で推移しています。

■表 在宅ひとり暮らし高齢者数の推移

	男性(人)	女性(人)	合計(人)	全高齢者数に対する割合(%)
令和元年	417	792	1,209	18.1
令和2年	452	806	1,258	18.5
令和3年	482	867	1,349	19.4
令和4年	517	922	1,439	20.3
令和5年	546	995	1,541	21.5

出典：山梨県「高齢者福祉基礎調査」(各年4月1日現在)

また山梨県全体と比較すると、在宅ひとり暮らし高齢者割合は少なくなっていますが、その差は縮小傾向にあります。

■表 在宅ひとり暮らし高齢者数の山梨県との比較

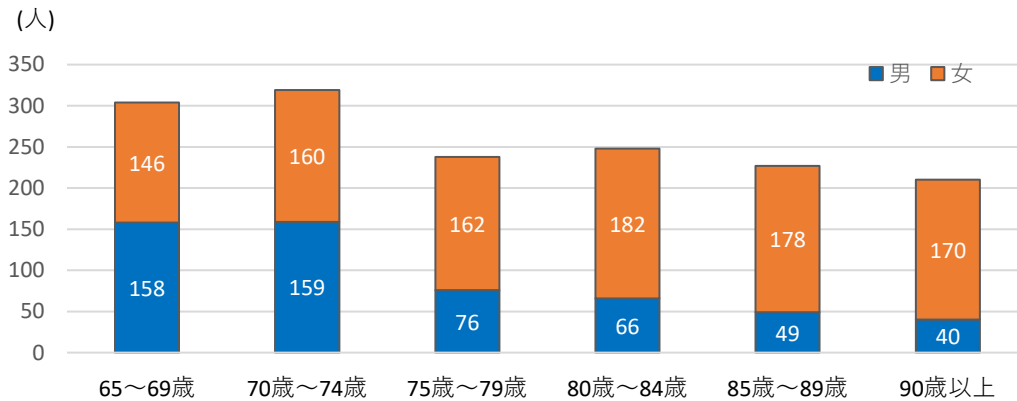
単位：人、%

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山梨県	65歳以上でひとり暮らし	56,300	57,672	60,217	62,690	64,083
	全高齢者人口に対する割合	22.7	23.1	23.9	24.7	25.3
富士河口湖町	65歳以上でひとり暮らし	1,209	1,258	1,349	1,439	1,541
	全高齢者人口に対する割合	18.1	18.5	19.4	20.3	21.5

出典：山梨県「高齢者福祉基礎調査」(各年4月1日現在)

ひとり暮らし高齢者の年齢と性別の内訳をみると、69歳以下では男性のほうが多く、70歳以上では女性のほうが多くなっています。

■図 年齢別・男女別 ひとり暮らし高齢者数(令和5年10月1日現在)



出典:「住民基本台帳」

地区別にひとり暮らし高齢者の状況を見ると、町全体の高齢者の約21%がひとり暮らし高齢者となっており、船津・浅川地区では約24%となっています。また、町全体のひとり暮らし高齢者のうち4割以上が80歳以上となっており、勝山地区では5割を超えています。

■表 地区別・年齢別・男女別 ひとり暮らし高齢者数(令和5年10月1日)

単位:人

地区別 年齢別	船津・浅川地区		小立地区		大石地区		河口地区	
	男	女	男	女	男	女	男	女
65～69歳	64	70	30	27	8	14	15	10
70～74歳	66	72	29	33	10	14	22	13
75～79歳	38	79	12	31	3	13	10	11
80～84歳	30	69	8	36	6	12	9	20
85～89歳	26	76	6	32	4	11	2	14
90歳以上	19	69	4	25	3	13	4	11
合計	243	435	89	184	34	77	62	79

地区別 年齢別	勝山地区		足和田地区		上九一色地区	
	男	女	男	女	男	女
65～69歳	17	14	12	8	12	3
70～74歳	13	7	9	12	10	9
75～79歳	3	12	5	10	5	6
80～84歳	6	25	4	14	3	6
85～89歳	6	18	2	10	3	17
90歳以上	3	27	5	12	2	13
合計	48	103	37	66	35	54

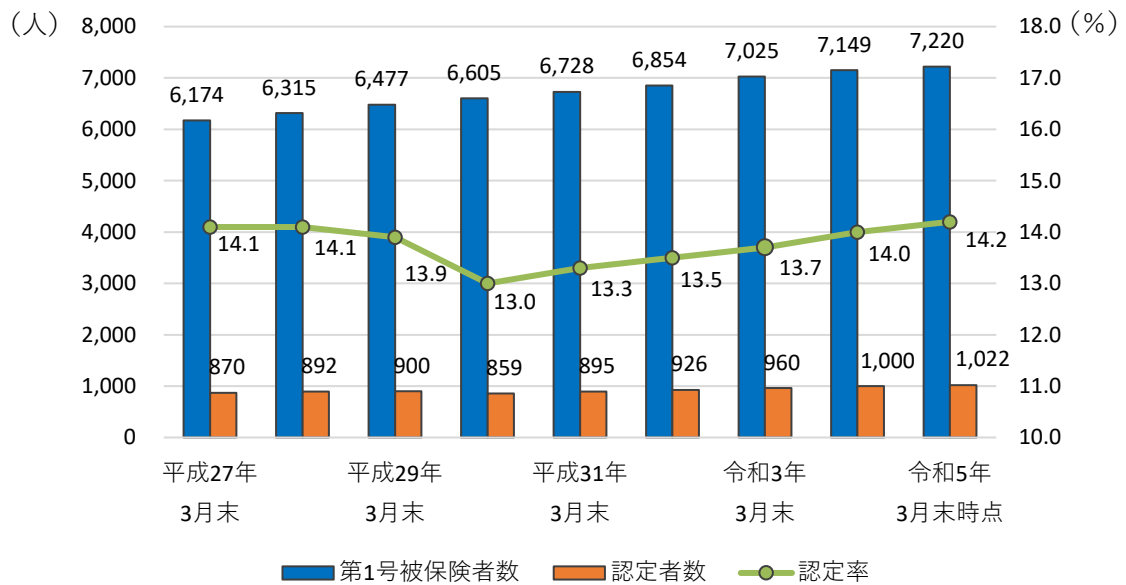
出典:「住民基本台帳」

(8) 要介護認定者の状況

要介護認定者数（各年度末）は、平成30年3月末で減少したものの、その後再び増加傾向にあり、令和5年3月末には1,022人となり、第1号被保険者に占める認定者の割合（認定率）は14.2%となっています。また第1号被保険者数は増加の一途を辿り、令和5年3月末には7,220人に達しています。

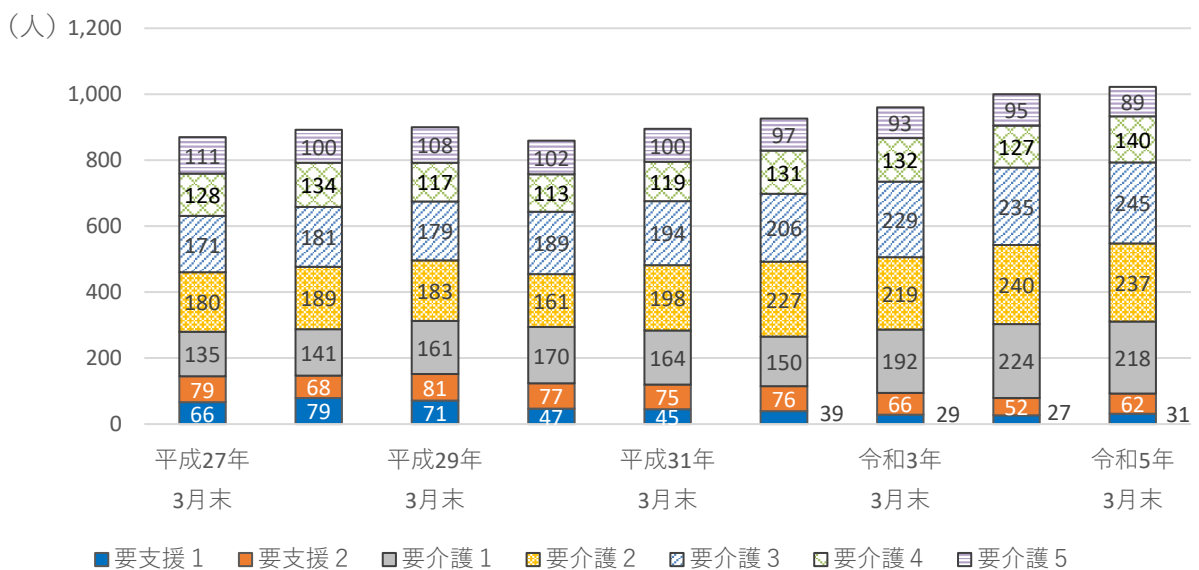
要介護度の内訳をみると、令和5年3月末において要介護3が245人で最も多くなるなど、中重度（要介護2～5）の認定者数が認定者数全体の7割近くを占めています。

■図 要介護認定者数・要介護認定率の推移



※認定者数及び認定率には第2号被保険者含まない。
出典：見える化システム

■図 要介護度別 要介護認定者数の推移



出典：見える化システム

2 アンケート調査からみた高齢者の状況

(1) 調査概要

① 調査の設計

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (以下「ニーズ調査」という。)	在宅介護実態調査
調査地域	富士河口湖町内全域	
調査対象	要介護認定者以外の65歳以上の方	要介護認定を受けている方
標本数	2,484	260
抽出方法	要介護認定者以外の65歳以上の方から 無作為抽出	要介護認定者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	訪問調査
調査期間	令和5年1月10日～令和5年1月27日	令和4年9月1日～令和5年6月30日

② 回収状況

対象者数	2,484	260
有効回収数*	1,654	126
有効回収率	66.6%	48.5%

*有効回収数：調査票に全く記入の無い白票や回答が著しく少ないもの、施設に入所されている方などを除いた数

③ アンケート結果を見る際の注意事項

- ・比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 回答者の属性

○性別

単位：%

	(人) 調査数	男性	女性	無回答
ニーズ調査	1,654	44.1	55.8	0.1
在宅介護実態調査	126	29.4	70.6	0.0

○年齢

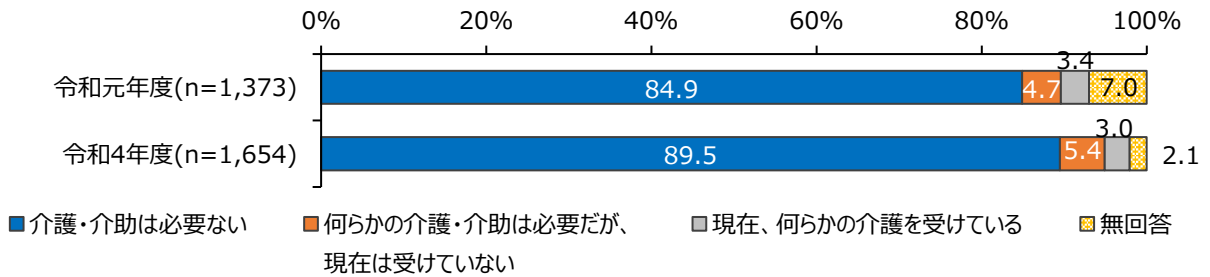
単位：%

	(人) 調査数	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上	無回答
ニーズ調査	1,654	—	25.1	28.9	19.5	15.8	7.7	2.8	0.1
在宅介護実態調査	126	0.8	0.8	5.9	5.9	21.0	32.8	32.8	0.0

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

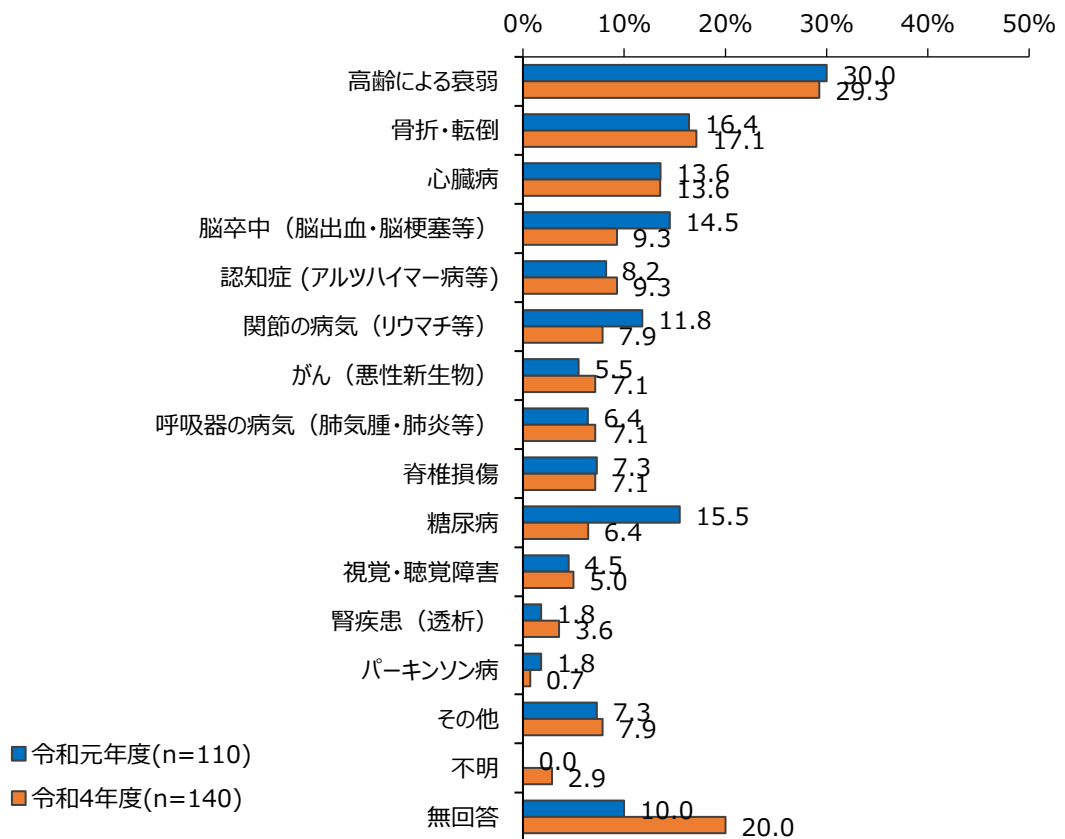
①介護・介助の必要性（単数回答）

- ・要介護認定を受けていなくても、1割程度は何らかの介護・介助が必要な状態にある。
- ・令和元年度と比べて大きな変動は見られない。



②介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

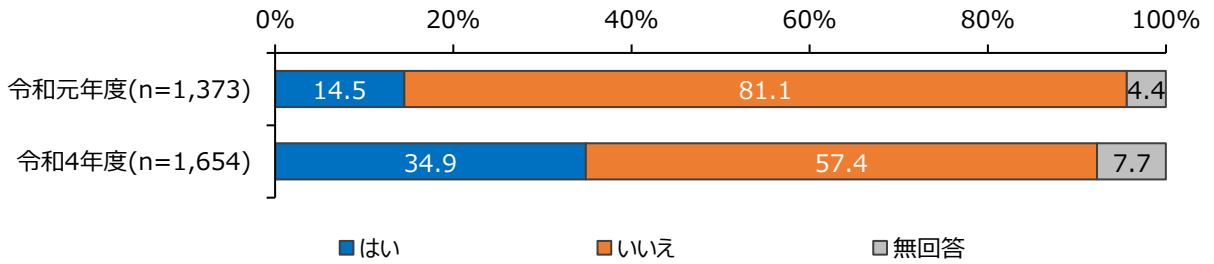
- ・「高齢による衰弱」が3割と最も多い。
- ・令和元年度と比べると、「糖尿病」の割合が下がっており、他に大きな変動は見られない。



※①で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」と回答した方

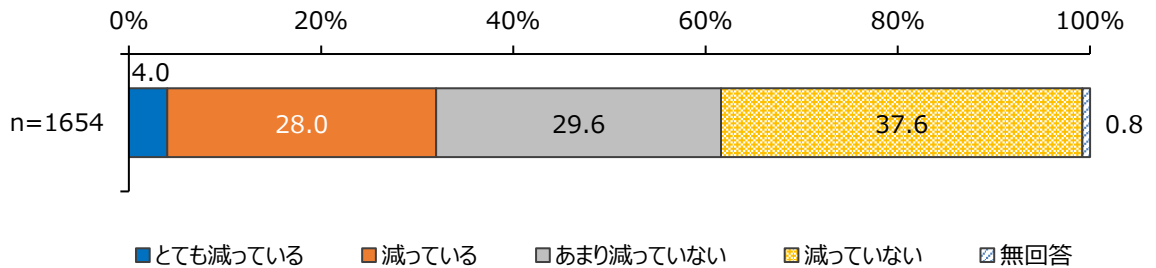
③外出を控えているか（単数回答）

・令和元年度と比べると、外出を控えている割合は大きく増加している。
 ・令和元年度の調査はコロナ禍直前に実施されたものであり、増加の原因は新型コロナウイルスの蔓延によるものと考えられる。



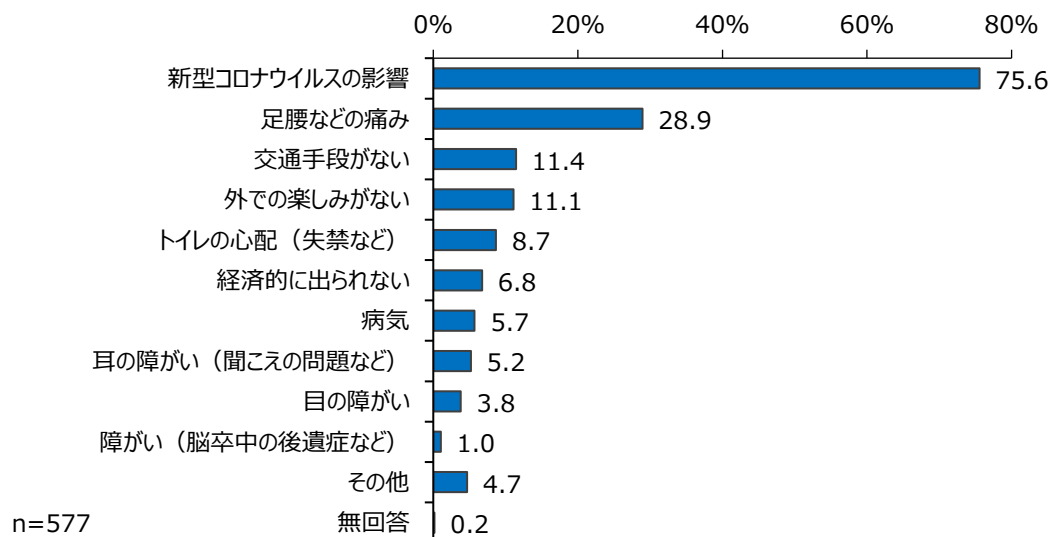
④昨年と比べて外出の回数が減っているか（単数回答）

・「減っていない」が 37.6%で最も多く、「あまり減っていない」が 29.6%、「減っている」が 28.0%と続いている。



⑤外出を控えている理由（複数回答）

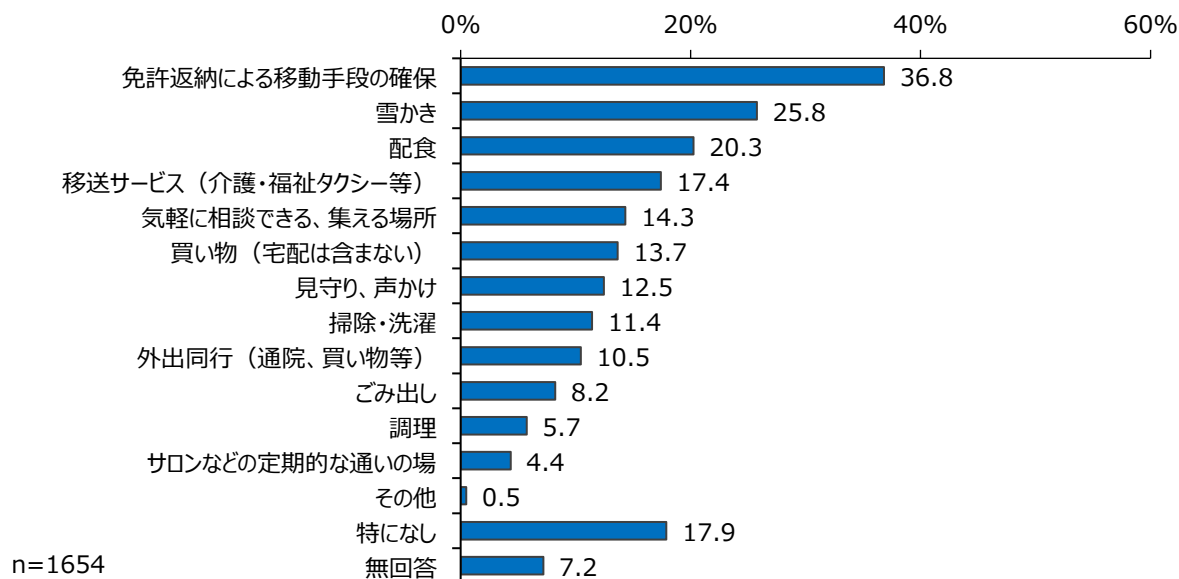
- ・「新型コロナウイルスの影響」が75.6%と最も多くなっている。
- ・それ以外の項目については、令和元年度から大きな変化は見られない。



※③で「はい(外出を控えている)」と回答した方

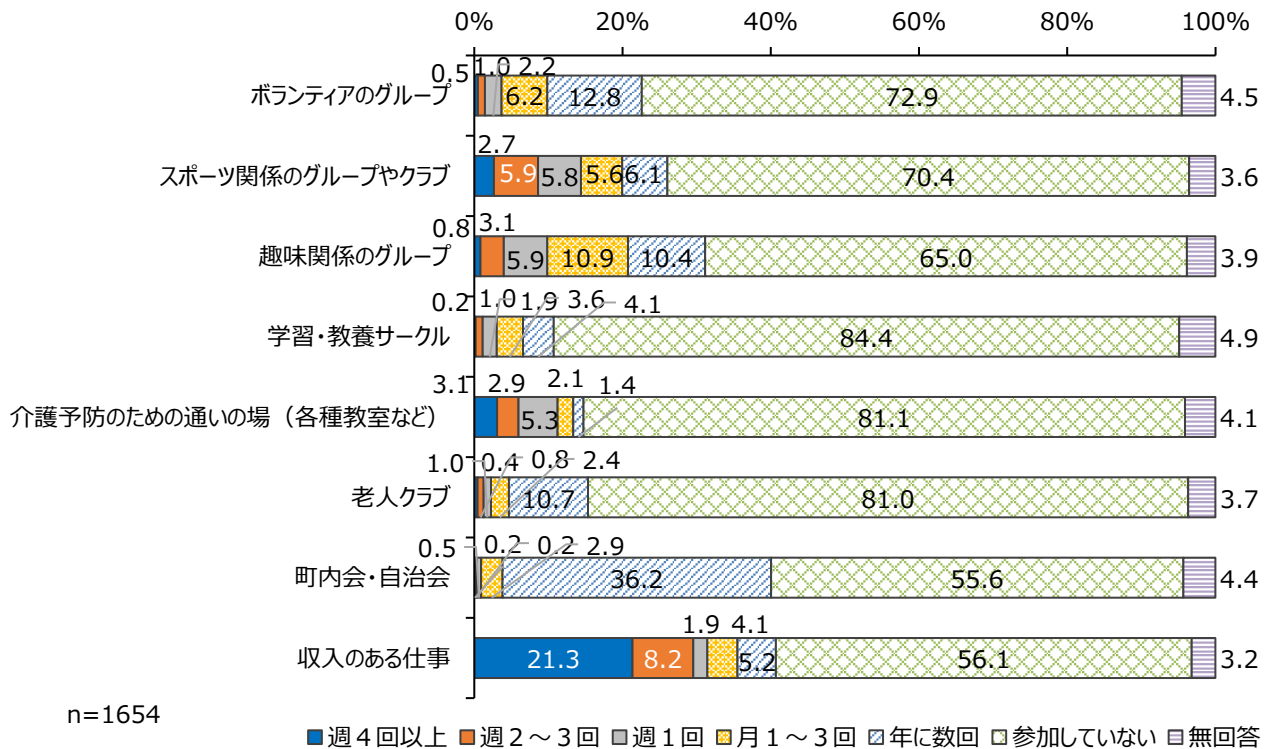
⑥安心して在宅生活を続ける上で必要と感じる支援・サービス（複数回答）

- ・「免許返納による移動手段の確保」が36.8%で最も多いほか、「移送サービス」が17.4%で4番目に多く、「買い物」も13.7%で6位となるなど、移動手段にかかるものを必要と感じる割合が多い。



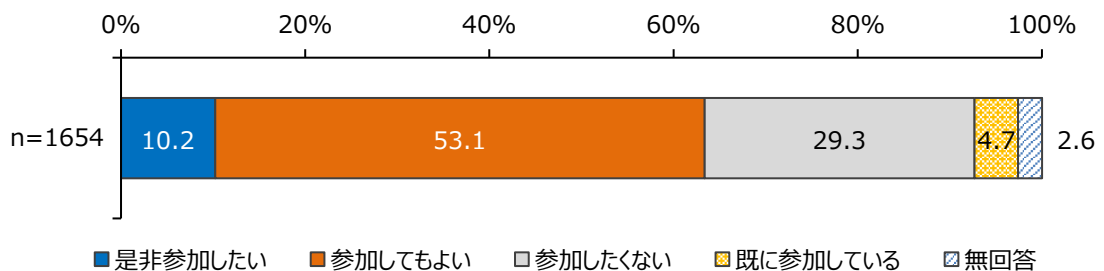
⑦地域における会・グループ活動等への参加状況（それぞれ単数回答）

- ・年1回でも参加している割合が高いものは、「町内会・自治会」、「収入のある仕事」が役4割、「趣味関係のグループ」が約3割となっている。
- ・「町内会・自治会」は、月1～3回以上の頻度で参加していることを条件に加えると、1割未満と低くなる。
- ・参加していない割合が高いものとしては、「学習・教養サークル」、「介護予防のための通いの場」、「老人クラブ」がそれぞれ8割を超えている。



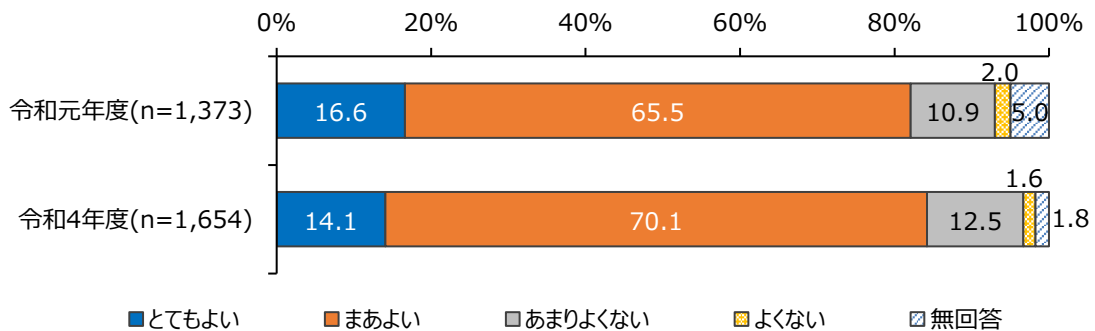
⑧地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加者として参加してみたいか（単数回答）

・「参加してもよい」が53.1%で最も多く、「参加したくない」は29.3%にとどまっている。



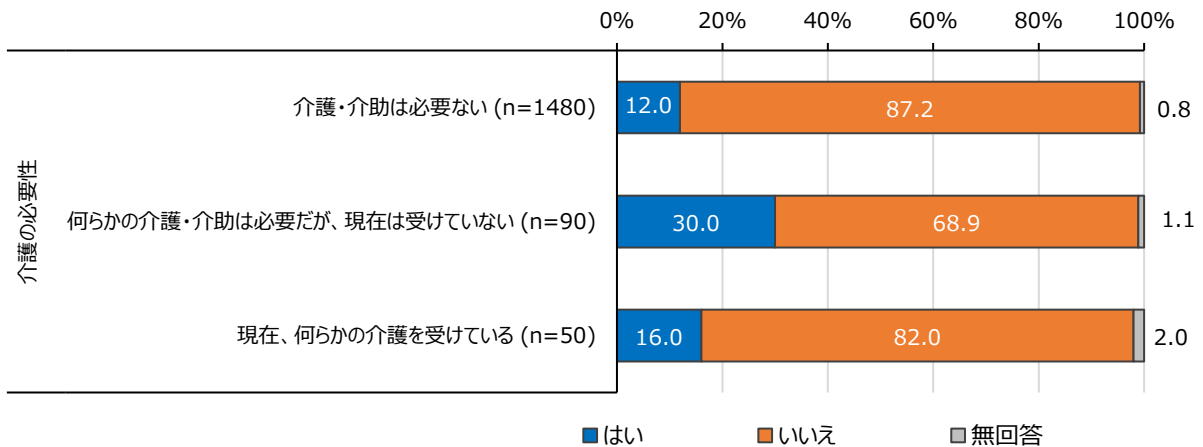
⑨健康状態（単数回答）

・8割以上は「とてもよい」、「まあよい」と回答しているが、1割強は「あまりよくない」、「よくない」と回答している。
 ・令和元年度と比べて大きな変動は見られない。



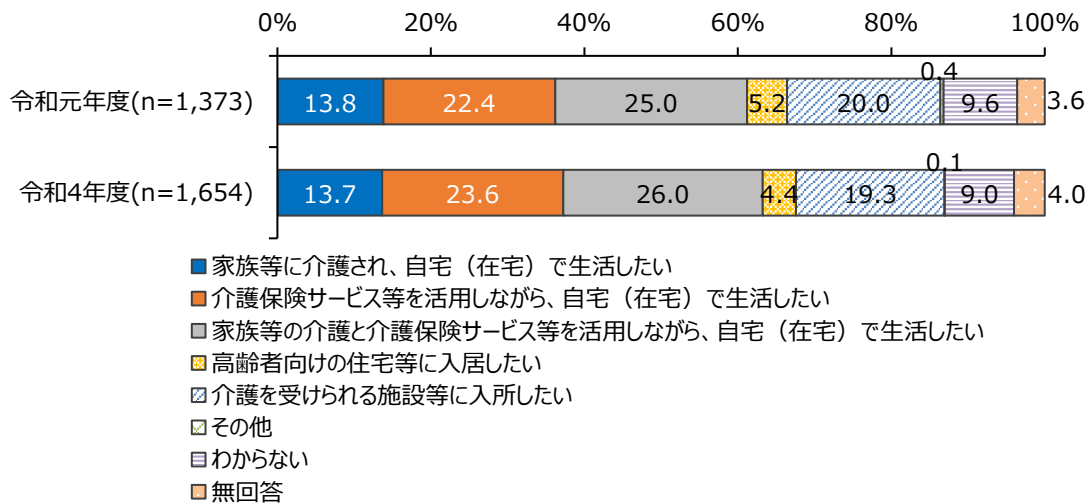
⑩6か月間で2～3kg以上の体重減少があったか（単数回答）

・介護の必要性別にみると、介護が必要な人のほうが、体重減少があった割合が高くなっている。



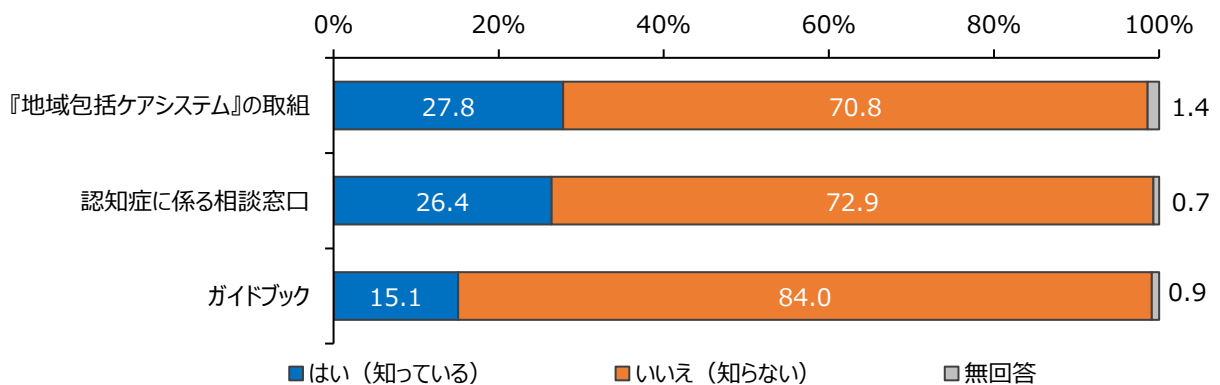
⑪ 介護を受けたい場所（単数回答）

・“自宅（在宅）で生活したい”が6割強、“高齢者向け住宅または介護を受けられる施設等”に入居・入所したい”が2割半ばとなっている。
 ・令和元年度と比べて、大きな変動は見られない。



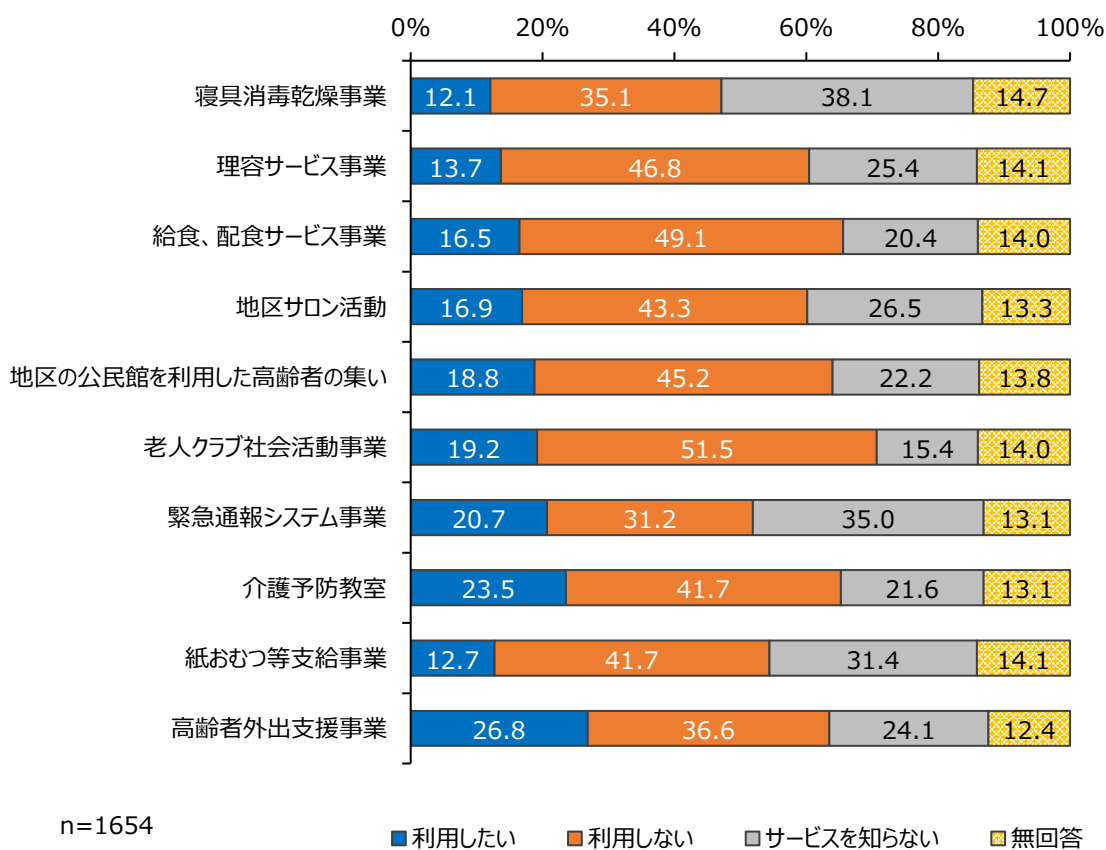
⑫ 『地域包括ケアシステム』の取り組み、認知症に関する相談窓口及び認知症ガイドブックの認知度（それぞれ単数回答）

・いずれも“知っている”の割合は3割未満にとどまり、認知度が低くなっている。



⑬ 次の保健福祉サービス等を利用したいか（それぞれで単数回答）

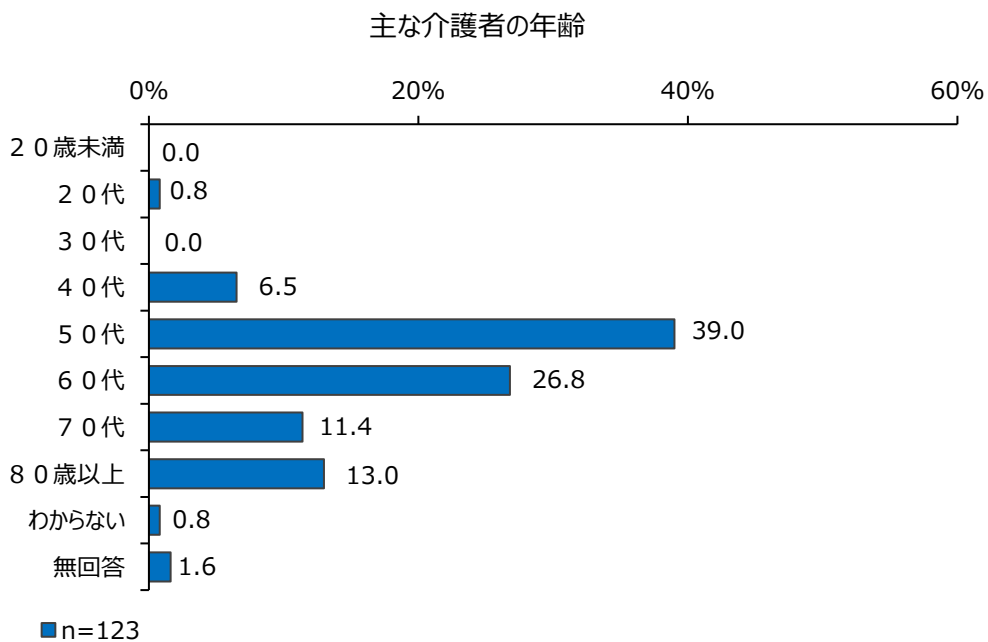
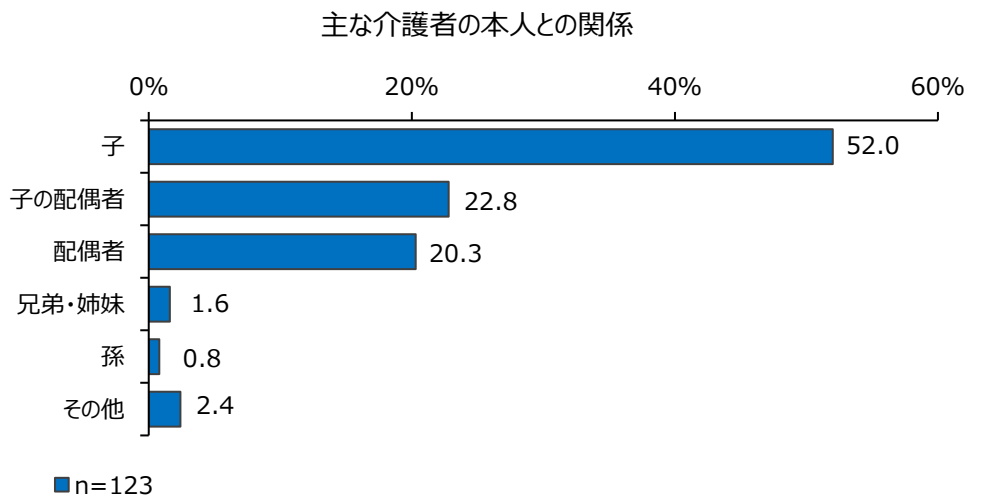
- ・いずれのサービスも「利用したい」割合は 3 割未満にとどまっており、「利用しない」割合よりも低くなっている。
- ・サービスを知らない事業としては、「寝具消毒乾燥事業」、「緊急通報システム事業」などの割合が高くなっている。



(4) 在宅介護実態調査

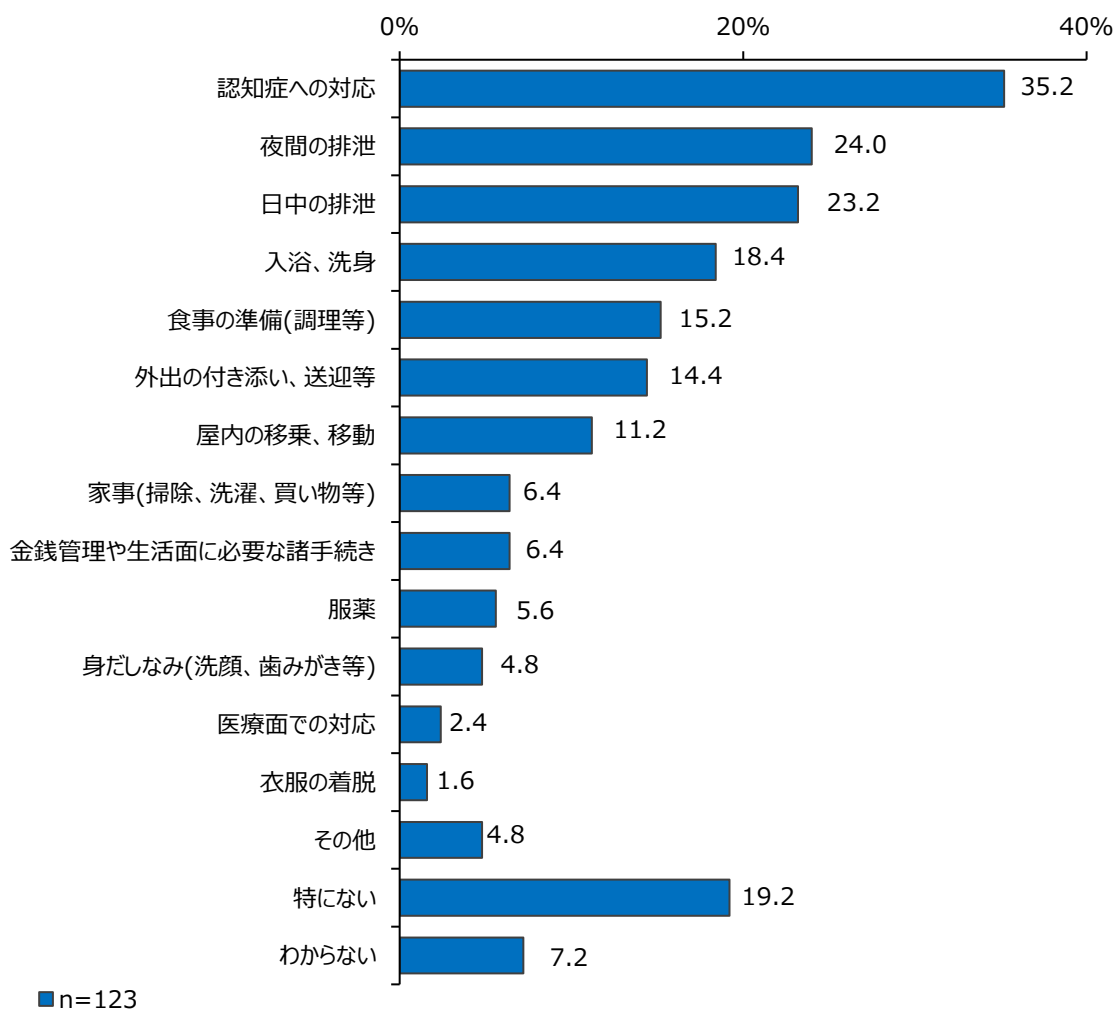
① 主な介護者の本人との関係及び年齢 (単数回答)

- ・主な介護者は「子」が半数を超えており、次いで「子の配偶者」、「配偶者」となっており、この3つで全体の95%を占めている。
- ・主な介護者は50代が39.0%と最も高いが、50代から80歳以上を合わせると90%を超えており、老々介護の実態が見てとれる。



②今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

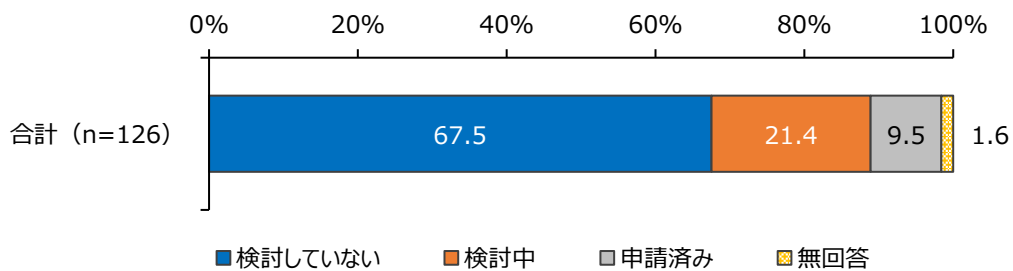
- ・「認知症状への対応」を不安に感じる割合が、35.2%と最も高くなっている。
- ・排泄については、夜間・日中問わず高い割合となっており、ともに2割を超えている。



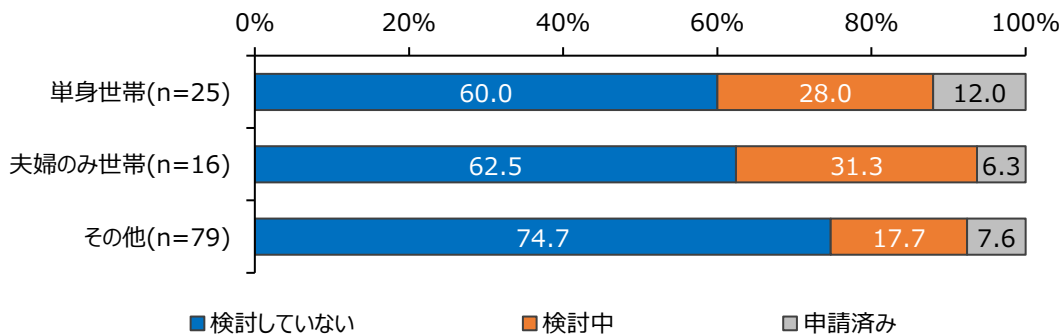
③施設等検討の状況（単数回答）

- ・「検討中」、「申請済み」の割合は、全体では約3割となっているが、単身世帯や夫婦のみ世帯では4割近くと高い割合となっている。
- ・主な介護者の就労状況別では、「フルタイム勤務」では「検討中」、「申請済み」の割合が若干低くなっている。

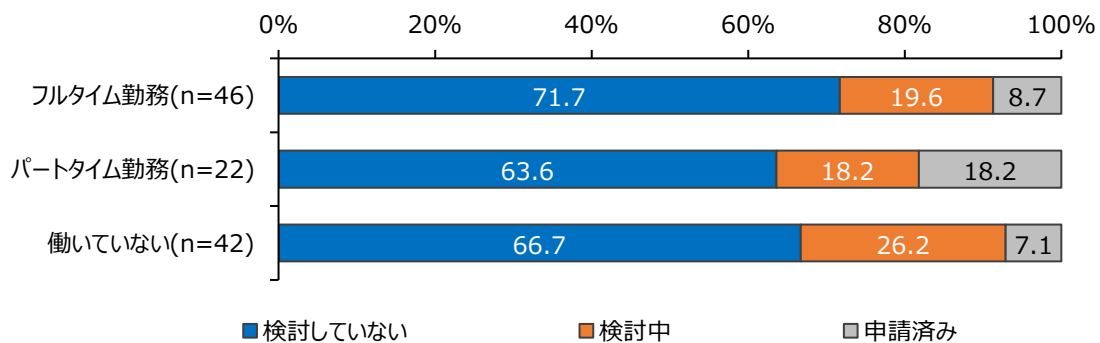
施設等検討の状況（全体）



施設等検討の状況（世帯類型別）



施設等検討の状況（主な介護者の就労状況別）



3 本町の高齢者を取り巻く社会的な課題

本町における高齢者を取り巻く状況、ニーズ調査、在宅介護実態調査等により、見えてきた課題を整理しました。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・構築に向けた取組の推進

①地域包括ケアシステムの普及啓発

これまで本町を含め、全国の自治体が、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる体制である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできましたが、今後はさらなる深化・推進が必要であり、これは地域全体で作りに上げていくものです。

今回実施したアンケートにおいても、家族の介護や介護保険サービス等の利用などにより“介護を受けながら自宅（在宅）で生活したい”割合が6割強となっており、「地域包括ケアシステム」構築の必要性がさらに高まっています。

一方で、「地域包括ケアシステム」について知っている割合は3割にとどまっており、認知症に係る相談窓口及びガイドブックについても認知度は3割未満にとどまっていることから、普及啓発に力を入れて、行政及び関係機関が一体となって構築に取り組んでいくことが求められます。

②介護者への支援

要介護者が、住み慣れた場所で最後まで自分らしく生きていくためには、要介護者の家族などの介護者の協力が必要不可欠です。介護者は仕事をしながら介護を行っている方も多く、「夜間の排泄」や「屋内の移乗・移動」、「認知症状への対応」など、いろいろな不安を抱えながら、慣れない介護を行っており、介護の不安が大きくなり、抱えきれなくなると、介護離職や施設利用につながります。

家族介護者を「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても支援する視点を持ち、要介護者と共に家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、共に自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心に、多機関専門職等と連携を図って、家族介護者にまで視野を広げ支援活動に取り組むことが求められます。

(2) 介護予防・健康づくりの推進

①フレイル対策の効果的な実施

新型コロナウイルスの蔓延は高齢者の生活にも影響を与えており、アンケートの結果では外出を控えている方の割合がコロナ禍前の倍以上となっています。また、この6か月間で2～3kgの体重の減少があった方の割合は、介護が必要である、あるいは必要だった高齢者において多くなっています。こうした対象者においては、筋力の減少によるエネルギー消費量の低下、エネルギー消費量低下による食欲減、食欲減による低栄養状態からく

る筋肉量の減少という悪循環「フレイル・サイクル」により、要介護状態へ陥ることが懸念されます。

また、外出の機会が減ることは、心と体の働きの低下に結びつくと言われていています。アンケート結果では、安心して在宅生活を続ける上で必要と感じる支援・サービスとして移動手段にかかるものを挙げている方も多く、今後のアフターコロナ社会を見据える中で、高齢者の外出にかかるニーズを的確に把握して、支援をすることが求められます。

②高齢者の社会参加の促進

アンケートの結果、グループ活動に参加している割合は、「自治会」、「仕事」などの生活上、必要なものについては3割程度となっていますが、「学習・教養サークル」、「老人クラブ」、「介護予防のための通いの場」などの余暇活動的なものについてはそれぞれ約8割が不参加となっています。

一方で「地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等により、いきいきした地域づくりを進める活動」については、5割強がその活動に参加者として「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答しています。

この差異の原因として、高齢者がグループ活動に求めるニーズと、既存のグループの活動内容が合致していないことが考えられ、「いきいきとした地域づくり」という使命感や役割を感じられるような工夫が必要だと考えられます。

引き続き、地域のグループ活動等の情報提供を行うとともに、新しいグループ活動への参加を促す取り組みが必要と考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・休止していたグループ活動等に対して、感染症対策を実施し安全に再開、運営できるような後方支援も必要になります。

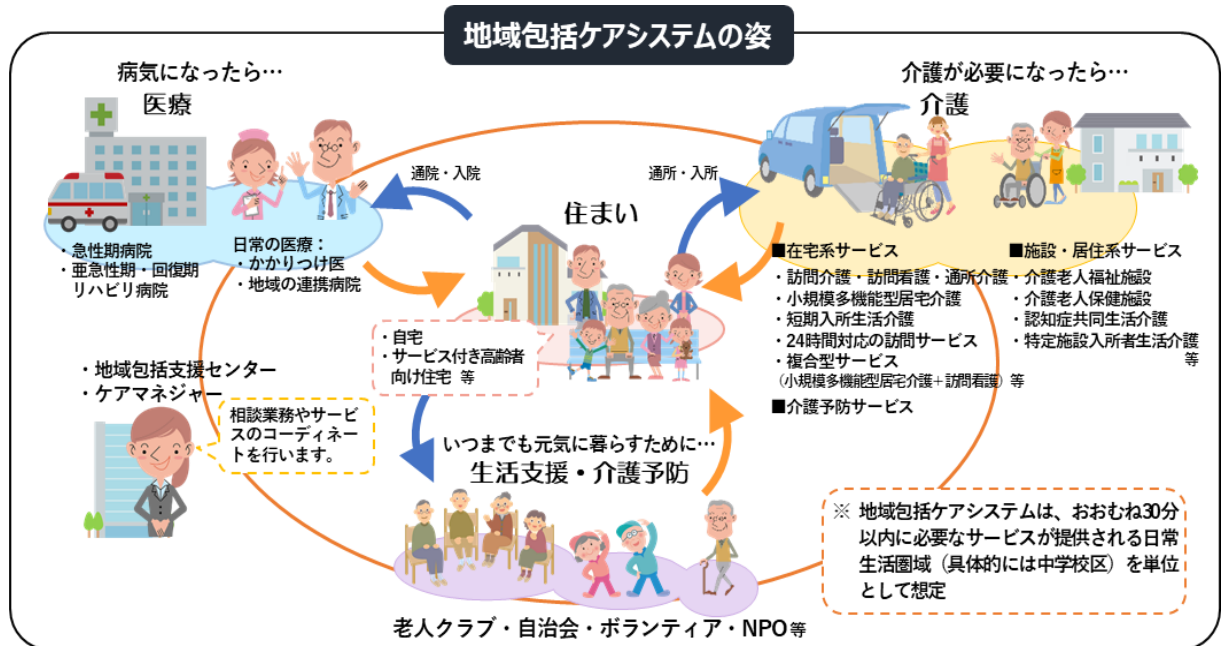
③保健福祉サービスの充実と発信

今回、アンケート調査を行ったいずれの保健福祉サービスも「利用したい」割合は3割未満にとどまっており、「利用しない」割合よりも低くなっていることから、町で行うサービスについてニーズを確認し、必要に応じて見直しをすることが求められます。

また、「知らない」との回答が多いサービスも複数あったことから、必要な人にサービスが届くように、情報発信の工夫と充実が求められます。

○地域包括ケアシステムとは

重度な要介護状態となっても、馴染みの人間関係や居住環境の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制であり、「地域共生社会」を実現するためにも構築の実現が求められています。



出典：厚生労働省 HP を参考に作成

第3章 第8期計画における介護保険事業等の実績

前期計画期間（令和3年度～令和5年度）における、事業の実績については以下のとおりです（令和5年度はいずれも見込みとなっています。）。

（1）要支援・要介護認定者

第8期計画では、要支援・要介護認定率を15%前後と見込んでいましたが、実績値では、計画値よりも少なくなり、認定率は14%台前半で推移しました。

単位：人

	第8期 計画値			第8期 実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	37	37	38	28	32	36
要支援2	81	83	87	65	54	58
要介護1	186	186	192	212	232	214
要介護2	246	256	265	233	247	250
要介護3	236	246	256	235	243	239
要介護4	140	141	145	127	136	153
要介護5	104	107	109	109	91	95
総数	1,030	1,056	1,092	1,009	1,035	1,045
65歳以上 高齢者数	6,997	7,094	7,178	7,128	7,198	7,270
認定率(%)	14.7	14.9	15.2	14.1	14.4	14.4

※第8期計画値は、10月1日における計画数値。第8期実績値は、令和3年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：富士河口湖町基幹システムの「介護保険事業状況報告（11月月報）」。

(2) 介護予防、介護サービス

		第8期 計画値			第8期 実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 居宅サービス							
訪問介護	利用量(回/年)	48,016	50,819	53,795	46,224	58,451	70,110
	利用者数(人/年)	1,656	1,716	1,800	1,581	1,683	1,836
訪問入浴介護	利用量(回/年)	1,440	1,391	1,583	1,294	1,114	1,440
	利用者数(人/年)	204	204	228	204	196	228
介護予防訪問入浴介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
訪問看護	利用量(回/年)	5,773	5,764	6,108	5,329	4,198	3,646
	利用者数(人/年)	840	852	900	748	674	672
介護予防訪問看護	利用量(回/年)	619	619	619	144	64	59
	利用者数(人/年)	108	108	108	24	16	12
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	3,617	3,563	3,671	6,345	7,016	8,120
	利用者数(人/年)	384	384	396	553	584	612
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	1,067	1,148	1,148	336	317	581
	利用者数(人/年)	156	168	168	36	34	48
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	456	480	504	532	653	768
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	0	0	0	12	12	12
通所介護	利用量(回/年)	30,354	31,298	32,988	30,396	30,469	31,267
	利用者数(人/年)	2,892	2,952	3,084	2,892	2,832	2,880
通所リハビリテーション	利用量(回/年)	7,529	7,652	7,861	7,008	6,923	7,072
	利用者数(人/年)	1,236	1,260	1,320	1,082	1,125	1,188
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	336	336	360	277	135	108
短期入所生活介護	利用量(回/年)	12,214	12,410	13,378	11,727	11,877	14,076
	利用者数(人/年)	1,044	1,056	1,128	997	1,068	1,152
介護予防短期入所生活介護	利用量(回/年)	187	187	187	52	47	54
	利用者数(人/年)	72	72	72	7	11	12
短期入所療養介護	利用量(回/年)	0	0	0	6	18	18
	利用者数(人/年)	0	0	0	3	7	12
介護予防短期入所療養介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	84	96	108	70	94	228
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

		第8期 計画値			第8期 実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	4,800	4,956	5,196	4,690	4,918	5,340
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	840	852	876	631	558	612
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)	84	84	108	66	69	96
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/年)	24	24	24	6	11	12
住宅改修(介護給付分)	利用者数(人/年)	60	60	72	32	47	36
住宅改修(予防給付分)	利用者数(人/年)	24	24	24	8	9	12
居宅介護支援	利用者数(人/年)	6,972	7,116	7,416	6,884	7,197	7,320
介護予防支援	利用者数(人/年)	1,044	1,056	1,068	758	605	660
2 施設サービス							
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	利用者数(人/年)	924	960	960	962	952	900
介護老人保健施設(老人保健施設)	利用者数(人/年)	1,140	1,140	1,140	1,003	957	888
介護療養型医療施設	利用者数(人/年)	36	0	0	19	3	0
介護医療院	利用者数(人/年)	72	108	108	70	93	96
3 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	3,533	3,464	3,697	2,399	2,309	2,741
	利用者数(人/年)	264	264	276	200	188	240
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	120	120	120	100	97	132
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	132	144	144	108	108	120
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人/年)	792	792	792	781	817	804
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	利用量(回/年)	15,064	15,217	15,889	13,970	13,959	14,201
	利用者数(人/年)	1,524	1,536	1,596	1,244	1,287	1,380

(3) 地域支援事業

		第8期 計画値			第8期 実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 介護予防・生活支援サービス事業							
【訪問型サービス事業】							
介護予防訪問介護 相当サービス	利用者延数(人/年)	1,500	1,600	1,650	1013	1012	1,206
【通所型サービス事業】							
介護予防通所介護 相当サービス	利用者延数(人/年)	4,800	5,000	5,500	2,853	2,303	2,451
【介護予防ケアマネジメント事業】							
介護予防ケアマネジメント 事業	利用者延数(人/年)	540	580	600	271	308	301
業務委託分再掲	利用者延数(人/年)	240	260	300	124	169	155
2 一般介護予防事業							
【介護予防把握事業】							
基本チェックリスト実施	実施延数(人/年)	351	421	471	210	205	340
【介護予防普及啓発事業】							
筋力アップ教室 (地区公民館)	延実施回数(回/年)	210	210	210	175	306	307
	利用者延数(人/年)	2,000	2,100	2,100	1,379	3,306	3,070
筋力アップ教室 (健康プラザ)	延実施回数(回/年)	190	190	190	130	194	192
	利用者延数(人/年)	1,500	1,700	1,900	698	1,909	1,998
水中ウォーキング教室	実施回数(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
元気はつらつ教室 (4か月1クール)	延実施回数(回/年)	80	90	90	43	94	96
	利用者延数(人/年)	400	500	600	215	348	522
歯っぴらいらふ教室	延実施回数(回/年)	8	10	12	0	11	11
	利用者延数(人/年)	140	160	180	0	106	110
【地域介護予防活動支援事業】							
百歳体操実施支援	開催地区数(地区/年)	12	13	14	6	7	8
	利用者数(人/年)	120	130	140	71	78	89

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

		第8期 計画値			第8期 実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 包括的支援事業							
【地域ケア会議】							
地区別地域ケア会議 (モデル地区)	開催回数(回/年)	4	4	4	0	0	0
個別地域ケア会議	開催回数(回/年)	6	6	6	6	6	6
【総合相談支援事業】							
総合相談	相談件数(件/年)	550	600	650	428 (延 450)	430 (延 455)	450
日常生活圏域ニーズ調査	調査数(件/年)	—	2,500	—	—	2,500	—
【権利擁護事業】							
成年後見制度の活用促進	活用件数(件/年)	1	1	1	0	0	0
老人福祉施設等への 措置支援	措置件数(件/年)	1	1	1	1	1	0
高齢者虐待への対応	対応件数(件/年)	5	5	5	4	5	5
消費者被害の防止	相談件数(件/年)	1	1	1	0	0	5
【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】							
地域の介護支援専門員 支援、管内介護支援専門 員研修会	開催回数(回/年)	5	5	5	3	4	4
4 任意事業							
【介護給付等費用適正化事業】							
ケアプラン点検(住宅改修・福祉用具購入プラン)	点検数(件/年)	全件	全件	全件	住宅改修 のみ全件 点検	住宅改修 のみ全件 点検	住宅改修 のみ全件 点検
ケアプラン点検 (居宅介護支援事業所)	点検数(件/年)	60	60	60	142	124	114
【家族介護支援事業】							
在宅医療フォーラム開催	開催回数(回/年)	1	1	1	0	1	0
介護相談・物忘れ相談会 開催	開催回数(回/年)	2	4	6	0	0	1

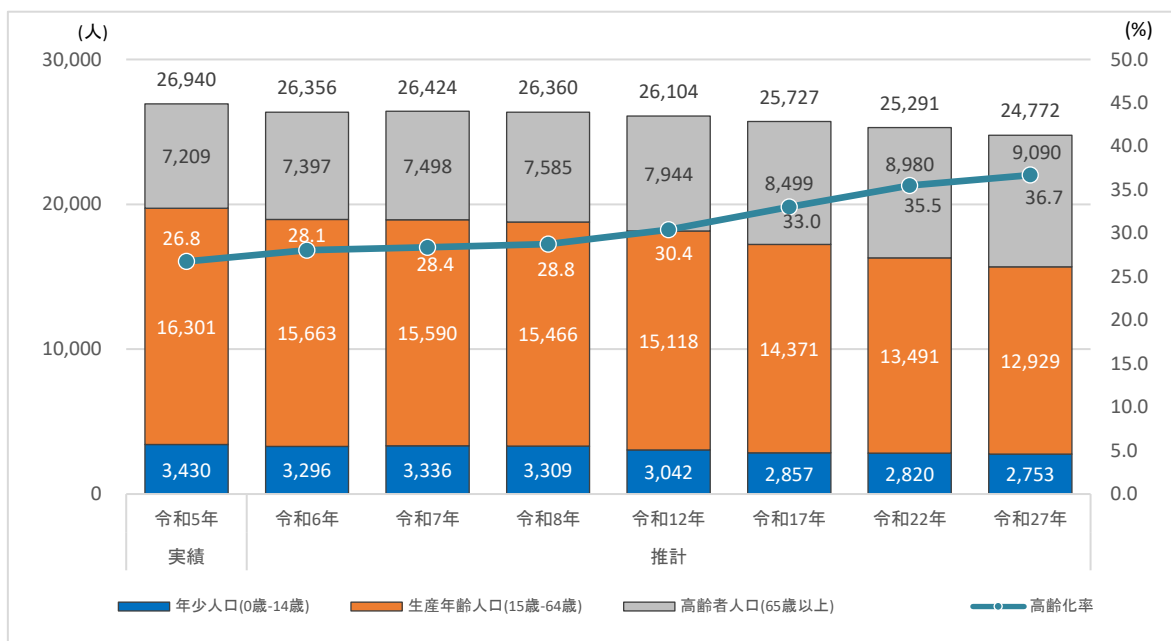
第4章 介護保険事業の将来推計

1 高齢者人口の推計

令和6年以降の高齢者人口について、性別・各年齢層別の人口変化率をベースに推計すると、総人口はゆるやかな減少が続き、令和27年には24,772人となりますが、高齢化率は上昇が続き、令和27年には36.7%まで上昇すると推測されます。

特に、75歳以上の後期高齢者の伸びが著しく、総人口に占める後期高齢者の割合（後期高齢化率）は、令和5年には13.6%で前期高齢者と同程度であったものが、令和27年には21.3%まで上がり、前期高齢者の割合（15.4%）を大きく上回ることが見込まれます。

■図 総人口・年齢3区分人口にかかる将来推計



出典: 令和5年は10月1日現在の実績、令和6年以降は見える化システム

■表 介護保険被保険者数の将来推計

単位: 人

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	26,940	26,356	26,424	26,360	26,104	25,727	25,291	24,772
第1号被保険者	7,209	7,397	7,498	7,585	7,944	8,499	8,980	9,090
65~69歳	1,726	1,696	1,670	1,691	1,772	1,936	2,001	1,724
70~74歳	1,810	1,837	1,857	1,829	1,718	1,830	2,006	2,079
75~79歳	1,319	1,368	1,419	1,430	1,475	1,368	1,466	1,614
80~84歳	1,071	1,100	1,125	1,180	1,406	1,459	1,364	1,472
85~89歳	720	789	801	821	907	1,159	1,198	1,133
90歳以上	563	607	626	634	666	747	945	1,068
第2号被保険者	9,223	9,013	9,032	8,982	8,785	8,357	7,875	7,540
総数(1号+2号)	16,432	16,410	16,530	16,567	16,729	16,856	16,855	16,630

出典: 令和5年は10月1日現在の実績、令和6年以降は見える化システム

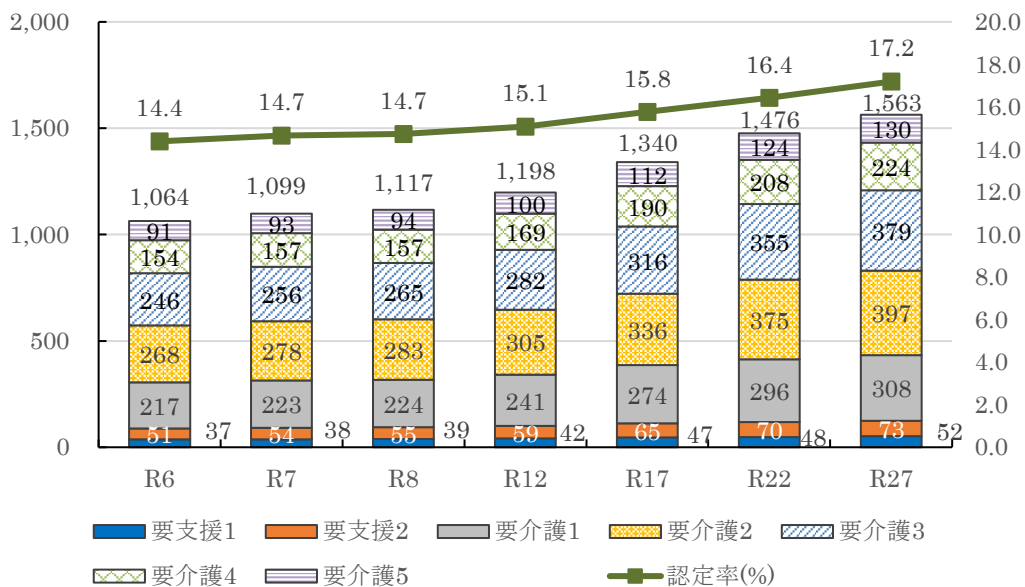
2 要支援・要介護認定者

令和6年度から令和27年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数及び認定率は微増傾向で、第一号被保険者数で見ると、最終年度の令和27年度では、要支援・要介護認定者数が1,117人、認定率は14.7%を見込んでいます。

また、令和12年度には要支援・要介護認定者1,198人、認定率15.1%、令和27年度には要支援・要介護認定者は1,563人、認定率17.2%まで増加すると想定されます。

■図 要支援・要介護認定者数の将来推計



出典：見える化システムによる推計

■表 要支援・要介護認定者数の将来推計

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
要支援1	39	40	41	44	49	50	54
要支援2	51	54	55	59	65	70	73
要介護1	221	227	228	245	278	300	312
要介護2	275	285	290	312	342	381	402
要介護3	250	260	269	286	319	358	382
要介護4	157	160	160	172	193	211	227
要介護5	95	97	98	104	116	128	134
総数	1,088	1,123	1,141	1,222	1,362	1,498	1,584
(うち、第一号被保険者数)	1,064	1,099	1,117	1,198	1,340	1,476	1,563
認定率(%) (第一号被保険者のみ)	14.4	14.7	14.7	15.1	15.8	16.4	17.2

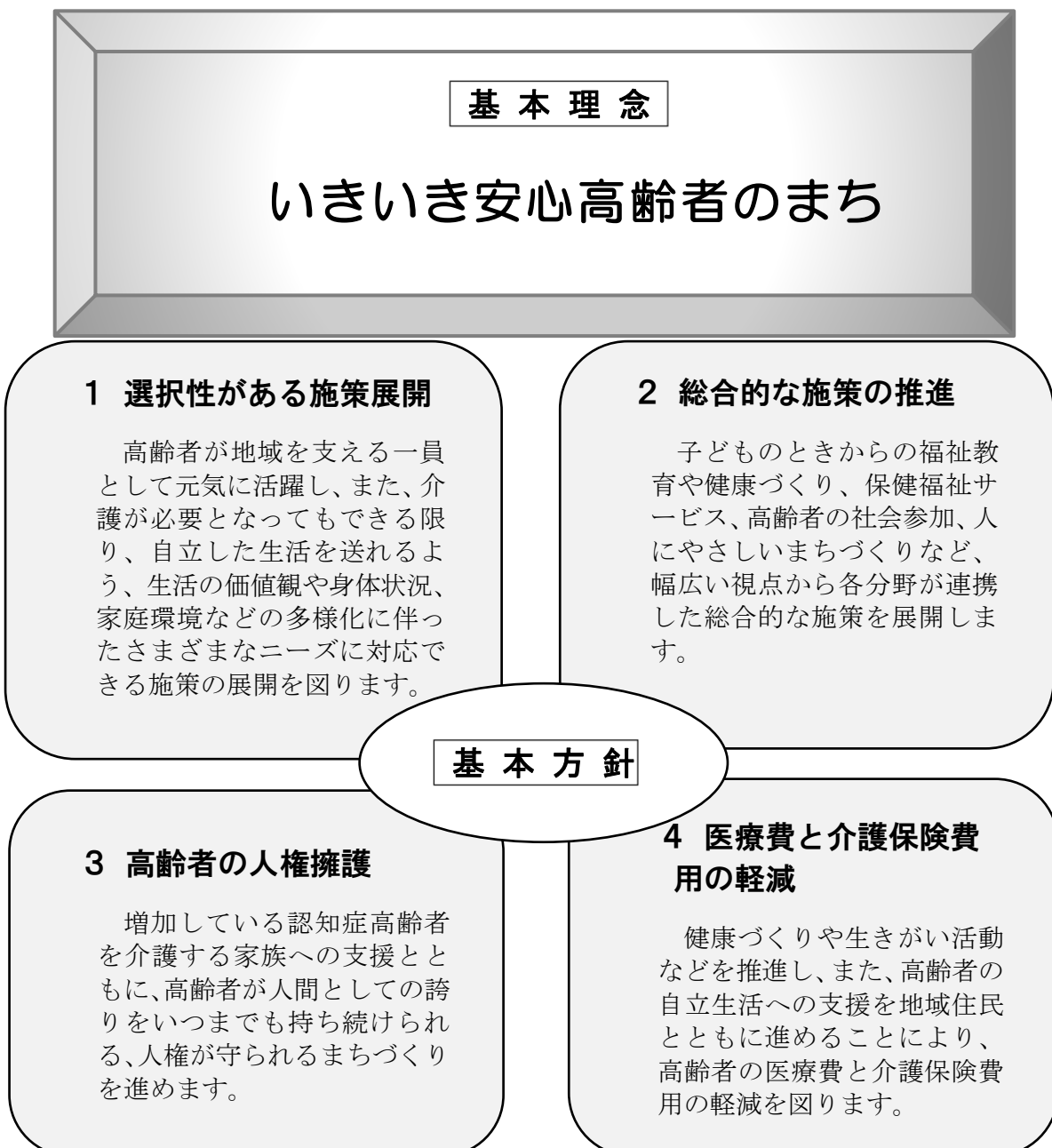
出典：見える化システムによる推計

第5章 計画の基本的考え方

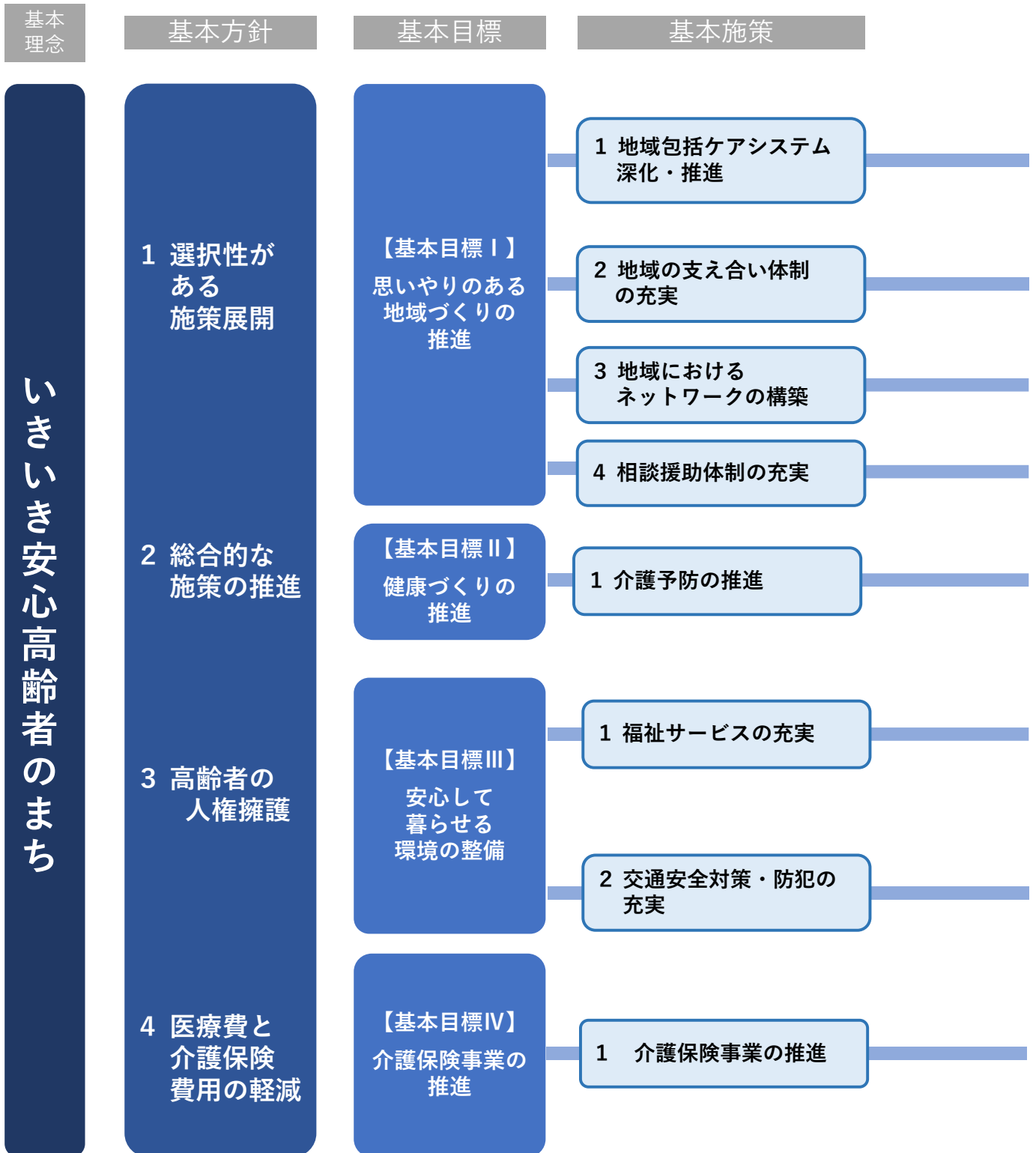
1 基本理念と基本方針

本計画の基本理念は、本町における高齢者保健福祉の現状及び今後の課題等を踏まえ、新たに策定された『第2次富士河口湖町総合計画』の基本目標の一つに位置づけられた「ひとに優しいまち」を受け、前期計画の基本理念でもある“いきいき安心高齢者のまち”を継承し、以下の4つの基本方針に沿ったまちづくりを積極的・計画的に推進します。

なお、本計画において、前期計画で掲げた基本理念、基本方針及び基本目標については、その内容を引き継ぐこととしますが、高齢者福祉の現状及び今後の課題を踏まえ、具体的な施策や取り組みについては見直しを実施しています。



2 施策の体系図



施策・事業

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉に関する取り組みの充実
- (2) 地域支え合い人材の育成

- (1) 町内各関係機関・団体・事業所等との連携
- (2) 住民ニーズの把握

- (1) 相談窓口の充実

- ※介護予防における取り組みは、第6章「IV—1介護保険事業の推進
(4) 地域支援事業」で記述

- (1) 給食・配食サービス
- (2) ふれあいペンダント(緊急通報システム)事業
- (3) 訪問理美容サービス
- (4) 紙おむつ等支給事業
- (5) 寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金支給事業
- (6) 老人保健福祉施設

- (1) 運転免許証返納者等への対策
- (2) 高齢者ドライバー支援

- (1) 居宅サービス
- (2) 施設サービス
- (3) 地域密着型サービス
- (4) 地域支援事業
- (5) 自立支援・重度化防止等の取り組み
- (6) 介護給付適正化への取り組み(介護給付適正化計画)

第2編 各論

第6章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】思いやりのある地域づくりの推進

Ⅰ－1 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状と課題

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続するためには、たとえ介護や医療が必要になったとしても、地域の中であらゆるサービスを受けられることが必要です。地域において提供されるサービスの中には、介護、医療、住まい、介護予防、生活支援の分野が含まれるべきであり、また、これらのサービスが包括的に提供できる体制を整える必要があります。このような地域の中でサービスが包括的に提供される環境のことを「地域包括ケアシステム」といい、高齢者のさらなる増加に向けてその構築と充実が求められています。

また、各分野のサービスについては、実情やニーズに大きな地域差が生じているため、検証のうえ適正化を図っていく必要があります。将来的には、認知症高齢者や介護と医療の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、行政のみならず、NPOやボランティア、民間企業など地域ぐるみの高齢者の見守りと、在宅における介護と医療の連携の推進が非常に重要となります。

施策の方向

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- ◆ 地域の医療・介護の資源を定期的に把握し、地図上に示した「地域ケアマップ」を作成し配布することにより、住民の医療・介護へのアクセスの向上を図り、医療・介護関係者が連携する際に活用できるように引き続き提供をしていきます。また、従来の広報誌での配布や医療・介護関係者への配布等に加え、高齢者とその家族などが集う機会を捉えて「地域ケアマップ」の紹介をしていきます。
- ◆ 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常生活の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の充実を図ります。
- ◆ 医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、地域の医師会等と在宅医療・介護連携を推進していきます。
- ◆ 在宅医療に関する課題解決に向けた取り組みを推進するため、医療関係者及び関係多職種による「在宅医療推進協議会」を開催します。また、近年の災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時からの情報共有や連携強化に向け体制整備に努めます。

- ◆ 在宅医療フォーラムの開催や、在宅医療・介護の情報を毎月広報誌に掲載するなどして、町民に在宅療養体制の周知を図るとともに、受け入れができる基盤整備の充実に努めます。
- ◆ 「富士東部医療と介護の入退院連携ルール」について、活用状況や使い勝手などの把握や必要に応じ周知の検討をおこない、富士北麓地域での連携を図ります。

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	計画値				
		実績 令和 4年度	見込み 令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域の医療・介護の資源の把握	調査回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討	推進会議開催回数	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回
在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談件数	39件	40件	40件	40件	40件
医療・介護関係者の研修	開催回数	0回	1回	年1回	年1回	年1回
地域住民への普及啓発	フォーラム開催	年1回	0回	年1回	年1回	年1回
	町広報掲載	毎月掲載・ 認知症ケア パス更新	毎月掲載	毎月掲載	毎月掲載	毎月掲載
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	管内会議参加	1回	1回	3回	3回	3回

※新型コロナウイルス感染予防及び蔓延防止の観点から、予定どおりの実施ができなかった事業あり

(2) 認知症施策の推進

- ◆ 認知症サポーターのさらなる育成及びフォローアップを行います。また、チームオレンジや認知症カフェ等の設置により、認知症になっても暮らしやすい地域づくりに努めていきます。
- ◆ 「地域密着型認知症対応型通所介護」及び「小規模多機能型居宅介護」のサービス提供により、認知症の人の在宅生活を支える介護サービスの基盤整備は進んでいます。また、その他の介護サービスを利用中の認知症の方への適切な対応ができる質の高い介護人材の確保に努めます。
- ◆ 認知症初期集中支援チームと総合相談支援の連携による早期の継続的・包括的な支援を、もの忘れ相談医や認知症サポート医、認知症地域支援推進員、初期集中支援チーム検討委員会等の各支援機関との相互の連携のもと、実施していきます。
- ◆ 徘徊等による行方不明者の早期発見・保護を含む地域の見守り体制の構築を働きかけます。
- ◆ 認知症になった際の相談先、利用できるサービスなどをまとめたガイドブックである「認知症ケアパス」や、認知症に係る相談窓口について積極的に周知して認知度・利用度を上げることにより、認知症になった方とその家族の不安解消と、認知症の進行状況に応じて受けられるサービスや支援にかかる情報の周知を図ります。
- ◆ 認知症になった方も、これまで通り高齢者の方々が日常的に近所で地域の方々と触れ合うことができる「通いの場」の充実に努め、若年性認知症に関する支援や認知症カフェ等の認知症の人や家族が集う取り組みを拡大していきます。

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	実績	見込み	計画値		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症サポーター養成	開催回数	2回	2回	4回	5回	6回
	サポーター数	32人	60人	50人	60人	70人
チームオレンジの育成	チーム数	0チーム	0チーム	1チーム	1チーム	2チーム
認知症地域支援推進員の設置	推進員数	4人	4人	4人	4人	4人
推進員及び地域支援者会議	開催回数	年2回	年2回	年3回	年4回	年5回
支援会議の実施	開催回数	3回	3回	4回	4回	4回

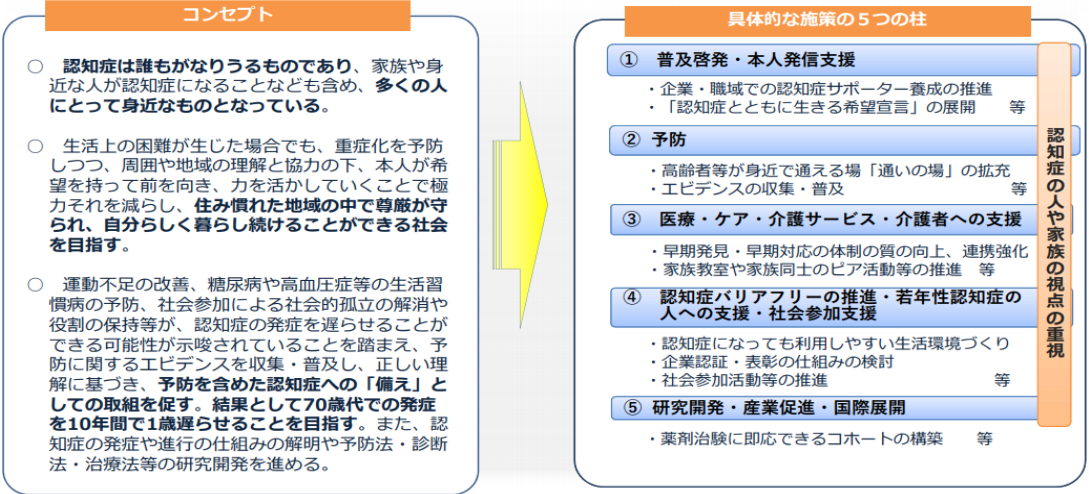
○「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議)

認知症施策の推進に当たっては、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の発症を可能な限り遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされています。

認知症施策推進大綱(概要) (令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】
 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「**共生**」と「**予防**」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
 ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



出典：厚生労働省老健局認知症施策推進室作成資料

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ◆ 平成30年度より本格的に始まった介護予防・日常生活支援総合事業について、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等のサービスを整備することを目的に、町が中心となって、多種多様な事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進めます。

(4) 日常生活を支援する体制の整備

- ◆ 社会福祉協議会に事業委託している「生活支援体制整備事業」において地域課題を検証し、抽出した課題について、第1層～第3層からなる協議体が中心となり、解決に向けた検討、実践に取り組みます。
- ◆ 元気な高齢者をはじめとする住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体によるサービスの提供体制を、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」が中心となって構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに向けて取り組みます。

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	実績	見込み	計画値		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議体開催	開催回数	4回	5回	5回	6回	8回

I-2 地域の支え合い体制の充実

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く状況の変化により、そのニーズも多様化かつ複雑化してきました。高齢者が今後も安心して住み慣れた地域で生活していくためには、これらのニーズに応じて必要なサービスを提供していかなければなりません。しかしながら、全てを現状の公的サービスのみで直に対処することが困難であることから、細かなニーズや地域課題にも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みや、具体的な活動として、地域住民やボランティアによる見守りや支援が必要とされています。

災害時、緊急時はもちろんのこと、日頃から地域における支え合い・助け合いの交流を活発化させるためにも、地域福祉の意識啓発を行うとともに、生活支援の担い手となる新たな人材の育成や、人材・サービスと利用者とのマッチングが喫緊の課題となります。

施策の方向

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉に関する取り組みの充実

- ◆ 国より“地域共生社会”の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりが提唱されたことを踏まえ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び介護、育児、障害、貧困など、世帯全体の複合化・複雑化した課題の支援に取り組んでいきます。
- ◆ 地域行事に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを啓発するとともに、障害の有無や年齢などに関わらず、全ての住民が参加できる地域行事等の開催を働きかけます。
- ◆ 高齢者や地域で支え合う人々の姿がいきいきと伝わる広報記事の掲載、高齢者等をテーマにした講演会やイベントの開催などにより、福祉意識の啓発を継続的に実施していきます。
- ◆ 小・中学校での道徳や総合学習の時間などを通じ、また、学校だけでなく、生涯学習の場においても、人権尊重の視点による福祉教育を推進します。
- ◆ 小・中学校やボランティア団体等と協力しながら、文化祭や各種イベントへの参加など、世代を超えた交流を今後も計画的に実施していきます。これらの交流により、後世に伝えるべき文化や遊び等を伝承することができるとともに、高齢者自身の健康維持・増進、教養を高めることが期待できます。

(2) 地域支え合い人材の育成

- ◆ 生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者や障害者等、地域社会とのつながりや支援が必要な方々を地域で見守り、支え合える体制づくりを担う人材の育成に努めます。
- ◆ 介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域の見守り人材を養成し、活動のコーディネートを行う体制づくりを目指します。

I-3 地域におけるネットワークの構築

現状と課題

福祉、介護、医療、保健など、高齢者を取り巻く分野は多岐にわたっていることから、高齢者支援を行うためにはそれらの分野が連携し、必要に応じて情報を共有していく必要があります。また、よりきめ細かな支援を行うためには、行政はもちろんのこと、町民、社会福祉協議会、大学、民間の事業者、ボランティア団体などと、地域が相互に連携していくことが不可欠となります。本町では、これらの連携により、地域において日常的に高齢者の支援・見守りが行えるネットワークづくりに取り組んでいきます。さらに、地域の実情に合わせ、生活支援コーディネーターによるネットワークの強化、充実を図ります。

施策の方向

(1) 町内各関係機関・団体・事業所等との連携

- ◆ 高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、大学をはじめ、地域のあらゆる分野における関係機関・団体との連携強化を引き続き行います。
- ◆ 介護保険サービス等を提供する町内事業者との連携強化に努めるとともに、事業者に対して、介護人材の確保、介護従事者の処遇改善に向けた側面的な支援を検討します。

(2) 住民ニーズの把握

- ◆ 介護保険サービス、高齢者保健福祉サービスにおいては、住民の意思の尊重が重要であるため、窓口での相談や各種会議などにおいて、住民のニーズの把握に努めるとともに、必要に応じてアンケート等の量的調査の実施も検討します。

I-4 相談援助体制の充実

現状と課題

高齢者やヤングケアラーを含む家族介護者が抱える高齢者支援に関する不安や悩みは、介護保険サービスの内容や利用方法をはじめ、介護生活の負担、身体機能の低下など、専門的な知識なしには解決が難しい事柄が多くあります。

本町では、役場内に地域包括支援センターの相談窓口を設置しており、必要に応じて関係機関の紹介や、訪問相談や出張相談の対応をしています。困難事例についても、関係部署と連携して対応していますが、外部関係機関も含めたさらなる連携の拡大を図ります。

また、相談に携わる職員の技術向上に努めることで、高齢者やその家族の不安や悩みを、ともに解決できる体制づくりに取り組んでいきます。

施策の方向

(1) 相談窓口の充実

- ◆ 地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談、虐待・権利擁護に関する相談など、多様な相談・苦情等に対応していくため、以下の内容に重点を置いて取り組んでいきます。
 - A. 相談窓口の周知
 - B. 相談支援体制の充実
 - C. 関係機関との連携強化
 - D. 研修等への参加
 - E. 苦情への対応
- ◆ 総合相談支援機能の活用や、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターの連携などを通じて、ヤングケアラーを含む家族介護者の支援に取り組んでいきます。
- ◆ 昨今のライフスタイルの変化に伴い、今後、多様化すると考えられる相談やニーズに対応していくため、関係機関とのさらなる連携強化及び相談対応者の技術向上に努めます。

【基本目標Ⅱ】健康づくりの推進

Ⅱ－1 介護予防の推進

現状と課題

高齢化の進行により、支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。元気でまだ介護が不要なうちから、運動機能や認知機能などの低下を予防する取り組みを行うことで、介護を必要としない状態をできる限り維持し、いきいきとした生活を継続して送ることはもちろん、将来的なサービスの必要量や介護保険料の抑制にも効果があるとみられています。本町では、介護予防を目的とした各種教室を開催しています。身近な地域における介護予防の取り組みを推進し、前期高齢者や新規参加者の増加に努めます。

施策の方向

(1) 介護予防における取り組み

- ◆ 受診勧奨などを行い、健康診断受診率の向上を図ります。健診結果により、生活習慣病予防の保健指導や糖尿病予備群・腎臓病予備群に対するの教室開催、保健指導を実施し、重症化予防を図ります。
- ◆ フレイル予防については、「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施」事業の計画に基づき、各種事業を実施します。また、参加率の向上のために訪問等で勧誘していきます。

※そのほか、介護予防における具体的な取り組みは、

「第6章 IV－1 介護保険事業の推進 (4) 地域支援事業」で記述します。

【基本目標Ⅲ】安心して暮らせる環境の整備

Ⅲ-1 福祉サービスの充実

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、生活全般にわたるさまざまな支援のニーズが高まっています。本町では、介護負担軽減と住み慣れた地域での在宅生活の支援を目的として、多様な事業を展開しています。

日常に不安を抱えることなく健康で自立した生活が続けられるよう、見守りや安否確認などのサービスを提供しており、さらには必要に応じて食事の提供、緊急時の通報システムなどのサービスを利用できる体制を整備しています。また、やむを得ない理由により介護保険サービスを利用できない高齢者に対し、居宅及び施設サービスを提供します。

今後も高齢者の安全で自立した生活と、一人ひとりの生活の質が確保されるように、きめ細かな暮らしのサポートと見守りを行っていきます。

施策の方向

(1) 給食・配食サービス

老齢、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難な独居高齢者または高齢者のみの世帯に対し、月曜日から金曜日に配食を行い、併せて安否確認を行っています。

- ◆ 利用者の実態を把握し、ニーズに対し適切にサービスを提供できるよう、制度面・運用面での適正化を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	42	41	52	51	49
延給食回数(食/年)	4,044	4,123	4,231	3,251	2,750

(2) ふれあいペンダント（緊急通報システム）事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を対象に、携帯用無線発信機、緊急通報用電話機を設置し、日常生活上緊急援助を必要とするときに、必要な援助及び支援を行っています。

- ◆ 同様のサービスを提供している事業者も増加しているため、比較・検討し実施していきます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	45	43	44	40	32

(3) 訪問理美容サービス

高齢や心身の障害などで理美容院へ行くことが困難な高齢者を対象に、最寄りの理美容師が自宅まで出張して理美容サービスを提供しています。

- ◆ 事業の周知に努め、より快適な在宅生活を送れるように、ケアマネジャー等と連携をとり、サービスの有効利用を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	11	4	16	13	10
延利用回数(回/年)	20	15	29	23	13

(4) 紙おむつ等支給事業

家庭において紙おむつ等を必要としている寝たきり高齢者等に、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族の身体的及び経済的負担等の軽減を図ることを目的に実施しています。

- ◆ 事業の周知に努め、介護家族の身体的及び経済的負担等の軽減に繋がるよう、サービスの有効利用を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	35	30	39	49	49

(5) 寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金支給事業

家庭において寝たきり高齢者又は認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的な苦勞に報いるとともに、要介護者の在宅生活の継続を図るため、高齢者を介護している家族に慰労金を支給しています。

- ◆ 利用者の実態を把握し、ニーズに対し適切にサービスを提供できるよう、制度面・運用面での適正化を図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	29	32	41	39	40

(6) 老人保健福祉施設

施設整備については、山梨県高齢者福祉計画に高齢者福祉圏域ごとの整備目標が掲げられています。本町には養護老人ホーム・軽費老人ホーム・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）などの老人福祉施設はないため、施設の入所については、他市町村との連携により県内全域にある施設を利用しています。

◆ 今後も全県の施設利用、必要に応じて県外の施設利用で対応していきます。

【計画値】		令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム	利用者数(人/年)	3	3	3
軽費老人ホーム	利用者数(人/年)	1	1	1
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	利用者数(人/年)	0	0	0
老人福祉センター	実施箇所数(箇所)	1	1	1
在宅介護支援センター	実施箇所数(箇所)	0	0	0

Ⅲ－2 交通安全対策・防犯の充実

現状と課題

本町は公共交通機関が乏しいこともあり、車の運転を必要とする人が多く、高齢者も例外ではありません。近年、高齢者ドライバーが加害者になる事故が社会問題となっており、高齢者が一日でも長く安全に車の運転ができるように、町の事業として高齢者ドライバー支援や高齢者向けの交通安全教室を開催しています。

また、高齢者が狙われやすい振り込め詐欺や消費者トラブルなど、巧妙な手口を使った犯罪が増えています。本町では警察などと連携し、地域の防犯活動による啓発や、広域で設置している富士吉田市消費生活センターにて相談対応を行い、高齢者の犯罪被害防止と防犯意識の高揚を図っていきます。

施策の方向

(1) 運転免許証返納者等への対策

- ◆ 高齢者の社会参加の促進、福祉の向上を目的とした高齢者外出支援事業を行い、タクシー券またはバス定期券の補助を実施し、高齢者の安心安全な生活を支援します。

(2) 高齢者ドライバー支援

- ◆ 高齢者の交通安全や認知症予防に造詣の深い学識経験者による講座を行います。また、高齢者ドライバーの安全運転を長期間継続可能にすることを旨とし、「ドライビングシミュレーター」や「ドライビングレコーダー」を用いた運転能力検査・運転リハビリを行います。
- ◆ 高齢者ドライバーが一日でも長く安全に運転ができるようにシニアドライバー支援事業を実施し、年間6回のセミナーを開催し高齢者のドライバーに意識の啓発を行うと同時に、大学や企業の協力による高齢者の運転と認知症との相関関係の研究も行っています。

【基本目標Ⅳ】 介護保険事業の推進

Ⅳ－1 介護保険事業の推進

介護保険サービス（保険給付）には、要支援者（要支援1～2）を対象とする予防給付と要介護者（要介護1～5）を対象とする介護給付があります。また、県と市町村により、指定・監督を行うサービスについて区分があります。

各サービスにおける第9期計画の計画値について、要支援・要介護認定者数の将来推計及び令和3年度、令和4年度、令和5年度（年度中途分）の各年度の給付実績に基づいて推計された数値をベースに見込みます。

< 介護保険サービスの概要 >

	県が指定・監督を行うサービス	町が指定・監督を行うサービス	
介護給付サービス	<p>◎居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具貸与 ○住宅改修（介護給付分） 	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 <p>◎居宅介護支援</p>
	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護療養型医療施設/介護医療院 <p>○介護老人保健施設</p>		
予防給付サービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 	<p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション（デイケア） <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防福祉用具貸与 ○住宅改修（予防給付分） 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

(1) 居宅サービス

本町では、住み慣れた自宅での居宅サービス利用のニーズが高いことから、適正なサービス提供ができる体制の確保と、効率的で質の高いサービス提供ができる体制の構築を進めます。

サービス給付を提供するケアプランが、利用者にとって最適であることが重要であり、これにより必要なサービスの円滑な提供と適切な利用につながることから、ケアマネジャーの質の向上への対策を進めます。

利用者や家族、ケアマネジャー、介護サービス業者、医療関係者がともに連携し、利用者にとって効率的で、適正な介護サービス及び医療行為が受けられ、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように連携体制を整え、支援していきます。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問介護	利用量(回/年)	73,670	76,414	77,903	81,538	100,452
	利用者数(人/年)	1,932	2,004	2,040	2,148	2,640

②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問入浴介護	利用量(回/年)	1,440	1,505	1,560	1,664	1,898
	利用者数(人/年)	228	240	252	264	300
介護予防訪問入浴介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

③訪問看護、介護予防訪問看護

通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
訪問看護	利用量(回/年)	3,743	4,006	4,063	4,174	5,197
	利用者数(人/年)	696	744	756	780	972
介護予防訪問看護	利用量(回/年)	59	59	59	59	59
	利用者数(人/年)	12	12	12	12	12

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	8,462	8,713	8,713	9,359	11,563
	利用者数(人/年)	636	660	660	708	876
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	581	581	581	581	726
	利用者数(人/年)	48	48	48	48	60

⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	804	840	864	888	1,104
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	12	12	12	12	12

⑥通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所介護	利用量(回/年)	33,116	34,481	35,492	36,798	45,348
	利用者数(人/年)	3,048	3,168	3,252	3,384	4,164

⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所リハビリテ ーション	利用量(回/年)	7,421	7,789	7,855	8,357	10,213
	利用者数(人/年)	1,248	1,308	1,320	1,404	1,716
介護予防通所リ ハビリテーション	利用者数(人/年)	108	108	108	132	144

⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
短期入所生活 介護	利用量(回/年)	14,825	15,522	16,164	16,438	20,561
	利用者数(人/年)	1,212	1,272	1,320	1,344	1,680
介護予防短期 入所生活介護	利用量(回/年)	54	54	54	54	54
	利用者数(人/年)	12	12	12	12	12

⑨短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
短期入所療養	利用量(回/年)	18	18	18	18	36
介護	利用者数(人/年)	12	12	12	12	24
介護予防短期	利用量(回/年)	0	0	0	0	0
入所療養介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

⑩特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護認定者等に対して、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
特定施設入居者生活 介護	利用者数 (人/年)	228	228	228	252	312
介護予防特定施設入 居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

⑪福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	5,616	5,844	5,988	6,264	7,716
介護予防福祉 用具貸与	利用者数(人/年)	612	636	648	696	804

⑫特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を利用者が購入した際に、その費用の9割相当額を償還払いにより支給します。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定福祉用具販売	利用者数 (人/年)	96	96	96	108	132
特定介護予防福祉用具販売	利用者数 (人/年)	12	12	12	12	24

⑬住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等の住宅改修に対して、原則20万円を上限として、その費用の9割相当額を償還払いまたは受領人払いにより支給します。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
住宅改修 (介護給付分)	利用者数 (人/年)	36	36	36	36	48
住宅改修 (予防給付分)	利用者数 (人/年)	12	12	12	12	12

⑭居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーが在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅介護支援	利用者数(人/年)	7,716	8,028	8,208	8,592	10,572
介護予防支援	利用者数(人/年)	660	684	696	744	864

(2) 施設サービス

施設サービスについては、適正な整備量に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。

利用者が生活の拠点として安心して利用できる施設の持続的安定運営に向けて、事業指定者とともに事業者への指導に努め、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等への参加を促します。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所する施設です。入所者に対し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用者数 (人/年)	900	900	900	1,032	1,272

②介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方に対し、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護老人保健施設 (老人保健施設)	利用者数 (人/年)	888	888	888	1,008	1,248

③介護医療院

介護医療院は平成30年4月に創設され、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています）。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和22年度
介護医療院	利用者数 (人/年)	96	96	96	108	132

【参考】有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県との連携強化を図り、質の確保を図ることが重要となっています。本町では令和3年度に有料老人ホームが1箇所新設されており、現在の設置状況については以下のとおりです。

種類	町内箇所数	合計定員・戸数
有料老人ホーム	3箇所	85人
サービス付き高齢者向け住宅	1箇所	53戸

(令和5年4月1日現在)

(3) 地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されるサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画からスタートしました。第5期計画からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービス、第7期計画からは「地域密着型通所介護」が加わり、9つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

- ◆ 地域の実情や地域密着型サービス運営委員会による協議及び本計画に従い、地域密着型サービス事業者の指定を進めます。
- ◆ 利用者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう適切なサービスが供給できる体制を維持するために、施設への指導及び監査を行います。
- ◆ 利用者が安心して利用できる施設を安定的に持続可能とするために、指定基準や必要に応じた介護報酬の見直し等を行います。
- ◆ 事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

【地域密着型サービスの種類】

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護認定者	要支援認定者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を実施
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
④小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	認知症である5～9人の利用者を対象に、家庭的な環境で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを実施
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護や訪問看護等を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を実施
⑨地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護認定者宅へ定期的な巡回訪問や通報による随時訪問を行い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上の世話または診療の補助を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

在宅においても夜間を含めた24時間、安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護認定者（要介護3以上）の在宅でのケアを行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護認定者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		第9期 計画値			将来推計	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	2,878	2,878	2,878	3,205	3,864
	利用者数(人/年)	252	252	252	276	336
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、要介護認定者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	132	144	156	156	180
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある 5～9 名の要介護認定者が、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送る施設で、介護スタッフが食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	120	132	132	132	168
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護認定者とその配偶者に限定されている定員 29 名以下の有料老人ホームに入所している要介護認定者に対してケアを行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護認定者に対し、ケアを行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人/年)	804	804	804	924	1,152

⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護認定者に対して、訪問看護や小規模多機能型居宅介護、訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

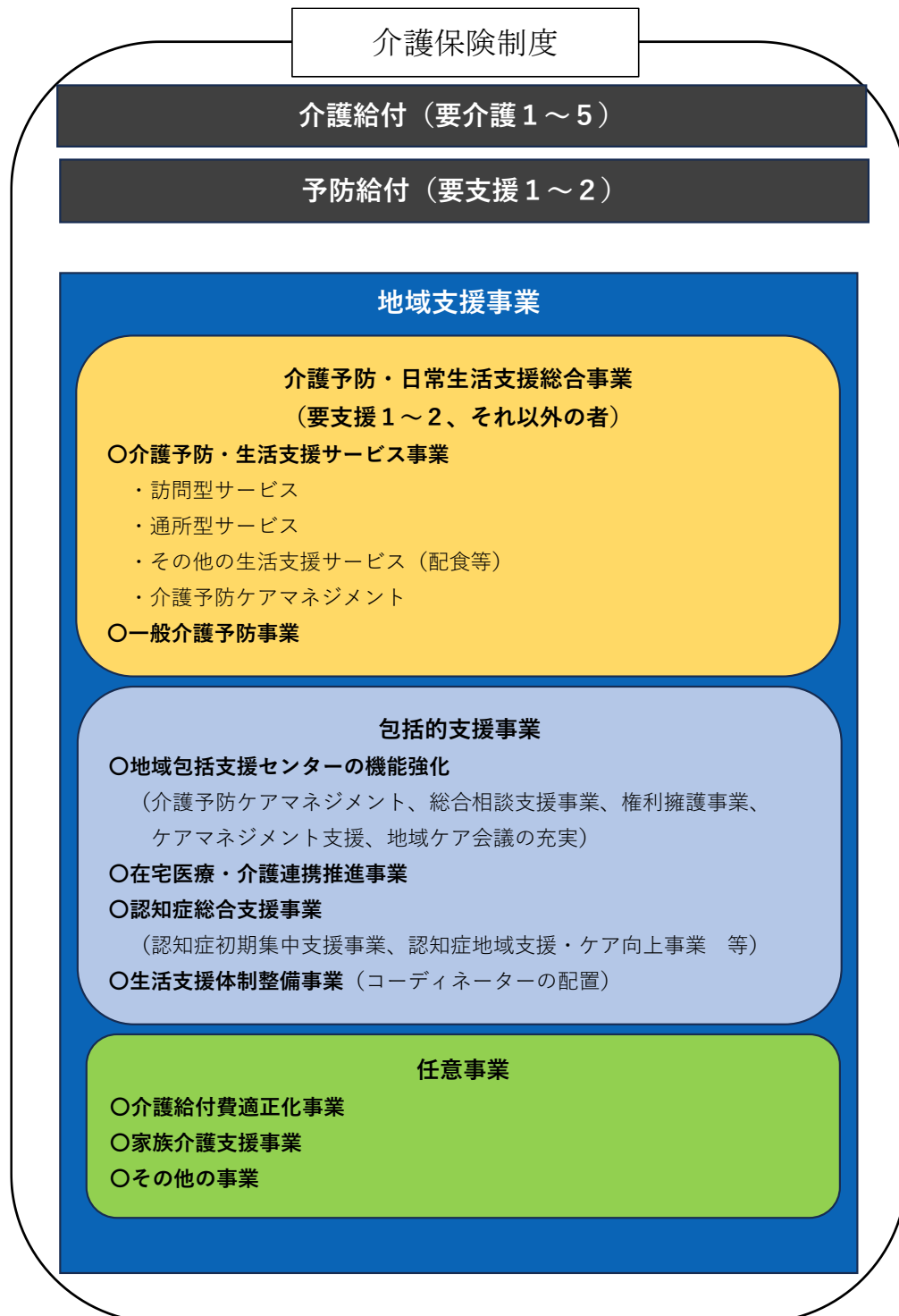
利用定員 18 人以下の小規模の介護施設等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

		第 9 期 計画値			将来推計	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
地域密着型	利用量(回/年)	14,933	15,582	15,754	16,651	20,416
通所介護	利用者数(人/年)	1,452	1,512	1,524	1,620	1,980

(4) 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。本町でも地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」を推進していきます。

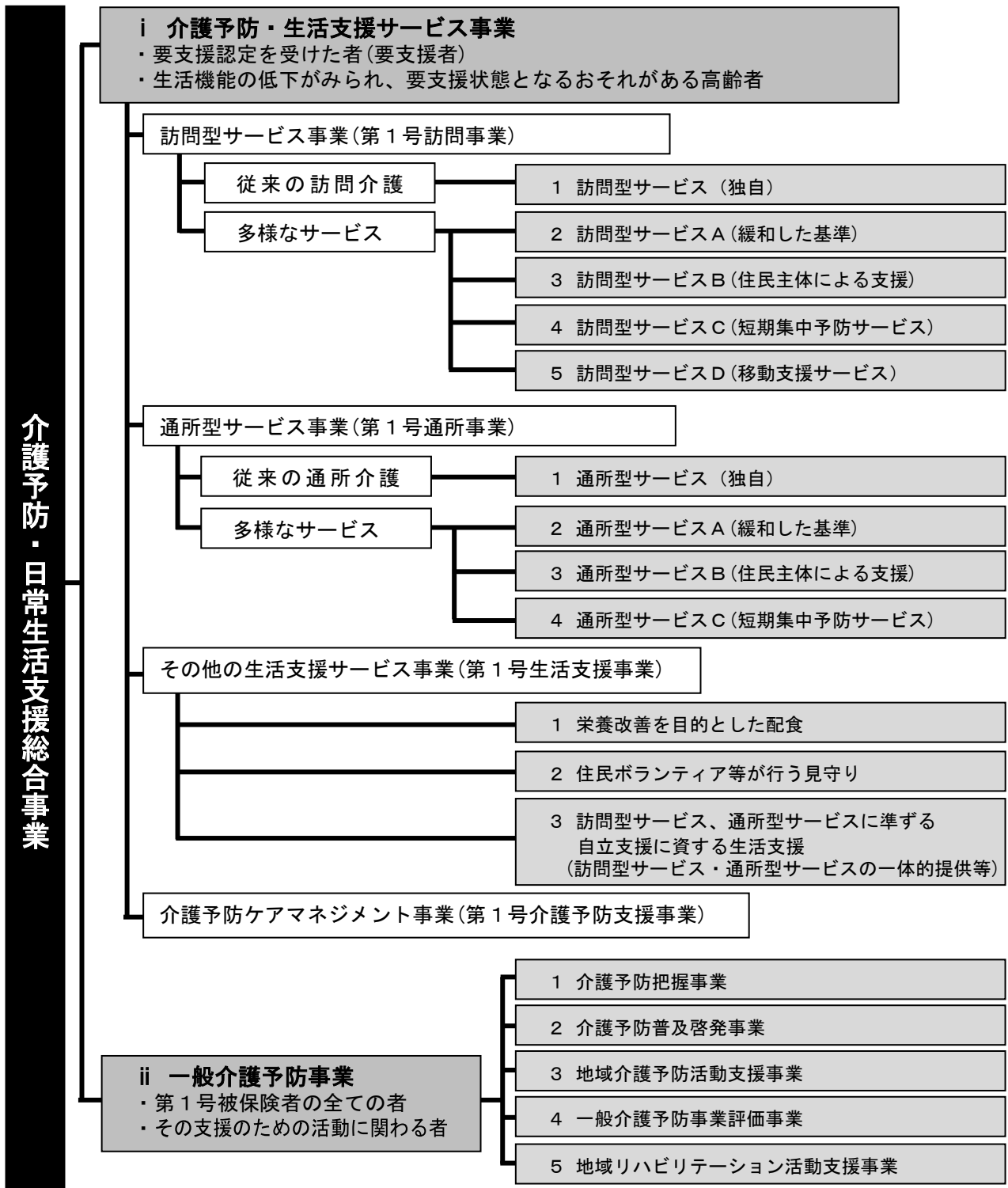
○介護保険制度の体系



①介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、サービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

下記はサービスの典型例として示すものですが、本町はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービスを展開していきます。



i 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して要介護状態等となることの予防や要介護状態の改善・悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活を送ることが出来るように支援することを目的として、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等などを図るものです。

訪問型サービス事業

要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により入浴、排せつ、食事等の身体介護や、生活援助（掃除、洗濯、買い物支援等）を行います。

通所型サービス事業

要支援者等に対し、介護予防等を目的として、施設において一定の期間、入浴、排せつ、食事等の支援及び機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行います。

その他の生活支援サービス事業

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食サービスや民間ボランティア等が行う訪問型、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援活動等を実施します。

介護予防ケアマネジメント事業

利用者に対して、介護予防・自立支援を目的に、その心身の状況等に応じた選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的な視点から必要な援助を行います。

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	実績	見込み	計画値		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問型サービス事業						
介護予防訪問介護相当サービス	利用者延数	1,012人	1,206人	1,320人	1,320人	1,329人
通所型サービス事業						
介護予防通所介護相当サービス	利用者延数	2,303人	2,451人	2,520人	2,772人	3,360人
介護予防ケアマネジメント事業						
(業務委託分 再掲)	(利用者延数)	(169人)	(155人)	(180人)	(192人)	(204人)

ii 一般介護予防事業

全ての第1号被保険者（65歳以上）及びその支援のための活動に関わる方を対象とする事業で、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的としています。

また、様々な分野の講師の派遣、介護予防教室や講演会の開催、リハビリテーション専門職との連携による支援を行い、重度化防止に関する意識啓発を行っています。

介護予防把握事業

介護予防の対象となる、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、基本チェックリストや高齢者質問票を活用し、様々な機会を捉えた周知と実施により、総合事業の該当者の把握に努めます。また介護予防対象者のアウトリーチの体制を整えていきます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において「健康状態不明者等の実態把握事業」で健康状態不明者に対するアウトリーチ等により健康状態を把握し、必要な支援を行います。

介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症や閉じこもり予防などの介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、パンフレットの作成及び配布、有識者による講演会を実施するほか、町内各地域の公民館等を活用した筋力アップ教室を年間通して実施し、さらには住民主体の通いの場の充実にも努めます。感染症予防対策を行いながら、新しい活動方法についても検討し実施してまいります。

地域介護予防活動支援事業

地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりや介護予防を推進するため、百歳体操など住民が自主的に実施する活動を支援してまいります。住民主体の「通いの場」を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進してまいります。感染症予防を行いながら、新しい活動方法についても住民とともに取り組んでまいります。

一般介護予防施策評価事業

各種のアンケートや「見える化システム」など、介護予防効果・経済効果に関するデータの測定・解析等により、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防施策の効果を総合的に評価します。またPDCAサイクルを意識し、評価結果に基づいて、施策や事業内容の見直しを図ります。

地域リハビリテーション活動支援事業

地域介護予防活動支援事業の一環として住民主体の介護予防活動の育成・支援を行い「いきいき百歳体操」の支援や地域ケア会議の助言者としてリハビリテーション専門職の活用を推進してきました。今後もリハビリテーションの専門性を生かし、訪問等の場を活用した介護予防ケアマネジメントの向上に資する助言や介護施設などの職員等への助言を実現し通所における自立支援を図ります。また、介護予防を効果的に推進して行くことを目的に、地域リハビリテーション支援事業の充実を図ってまいります。

②包括的支援事業

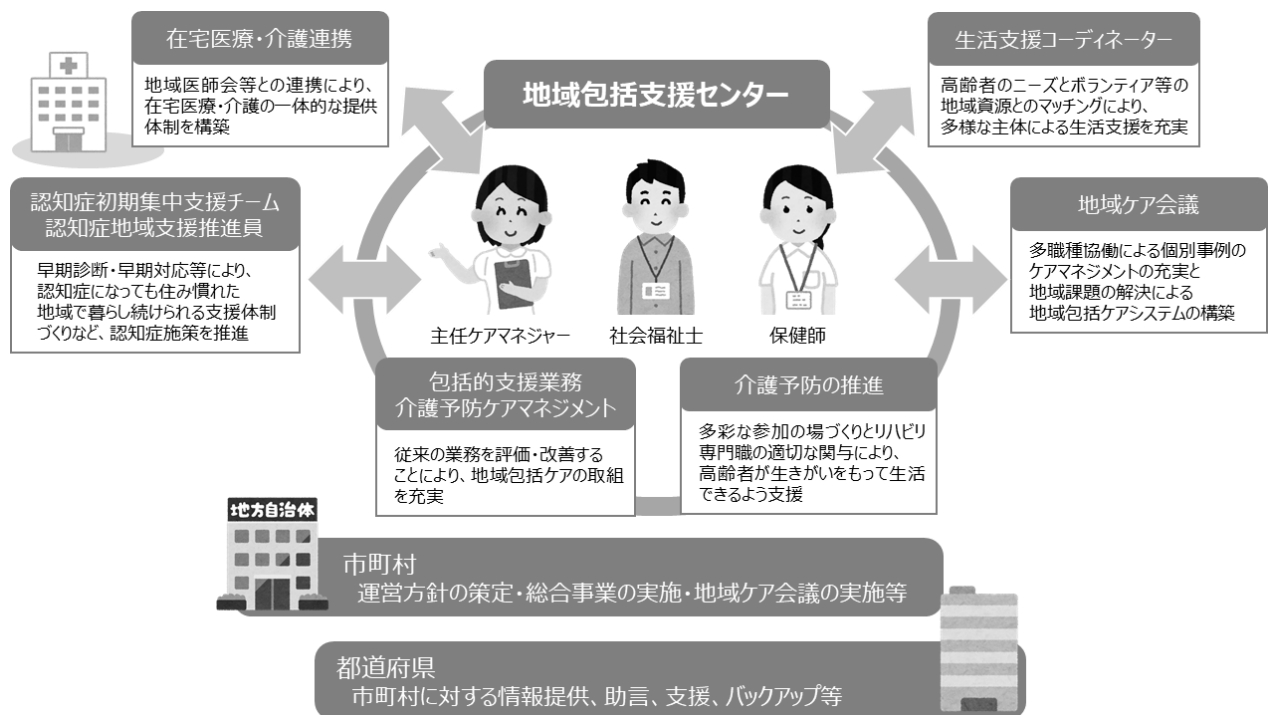
i 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、町直営で平成18年に開設しました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい暮らしを続けることができるように包括的及び継続的な支援を行っています。

現在、主任介護支援専門員・介護支援専門員・保健師・社会福祉士の職員で運営しており、「地域包括ケアシステム」を実現するための中心的役割を果たしていきます。

「地域包括ケアシステム」には、介護保険制度による公的サービスのみならず、保健・医療・福祉等のフォーマルサービスのほか、ボランティア活動や近隣住民同士の支え合いや見守りといったインフォーマルサービスも利用できるような、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりが必要です。その中核を担う地域包括支援センターとして、介護予防事業をはじめ、認知症サポーターの養成、見守りネットワークの構築、避難行動要支援者名簿の整備等に取り組みながら様々な社会資源を活用し、継続的かつ包括的なケアシステムが行われる体制の整備を図っていきます。

【地域包括支援センターの機能強化（イメージ）】



ii 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント事業は、日常生活支援総合事業対象者並びに予防給付（要支援認定者）該当者に対して、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護予防と自立支援に向けたケアの計画をまとめたものです。

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の主体的な活動と身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標に、サービス提供期間を設定し目標達成に向けての支援計画を作成するとともに、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

iii 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするためにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや、関係機関又は制度の利用につなげるための支援を行います。

高齢者や家族介護者が抱える心身不安や介護相談に応じるため、役場内に地域包括支援センターの相談窓口を設置しており、問題が解決できる体制づくりに取り組んでいます。また、多様化する相談・ニーズに対して相談対応者の技術向上に努めます。

- A 高齢者や家族介護者が抱える相談支援体制の充実、苦情への対応と相談窓口周知
- B 地域における様々な関係者とのネットワークの構築と専門的・継続的な相談対応
- C 高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握（生活圏域ニーズ調査等）

iv 権利擁護事業

地域の高齢者等が認知症や独居等により地域での生活に困難を抱えた場合、従来のケアマネジメント支援だけでは十分に問題が解決できない場合、適切なサービス等につながる方法が見つからず、問題を抱えたまま生活している場合において、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な支援を行います。

地域包括支援センターでは、支援を行う過程で特に「権利擁護」の視点に基づいてサービスや制度の周知や活用を図っていきます。

- A 成年後見・市民後見制度の活用促進
- B 老人福祉施設等への措置の支援
- C 高齢者虐待への対応
- D 困難事例への対応
- E 消費者被害の防止

v 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域で生活する高齢者を支援する介護支援専門員、主治医、地域関係機関の連携、在宅と施設との連携など地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

- A 包括的・継続的なケア体制の構築
- B 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- C 日常的個別指導・相談
- D 支援困難事例等への指導・助言

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	実績	見込み	計画値		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域包括支援センターの機能強化						
個別地域ケア会議	開催回数	6回	6回	6回	6回	6回
介護予防ケアマネジメント業務						
介護予防ケアマネジメント (事業委託分 再掲)	利用者延数	308人 (169人)	301人 (155人)	336人 (180人)	360人 (192人)	396人 (204人)
総合相談支援業務						
総合相談	相談件数	430件	450件	500件	500件	500件
日常生活圏域ニーズ調査	調査数	2,500件			2,500件	
在宅介護実態調査	調査数	126件			150件	
権利擁護業務						
成年後見制度の活用促進	活用件数	0件	0件	1件	1件	1件
老人福祉施設等への措置支援	措置件数	1件	0件	1件	1件	1件
高齢者虐待への対応	対応件数	5件	5件	5件	5件	5件
消費者被害の防止	相談件数	0件	5件	1件	1件	1件
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
地域の介護支援専門員支援 管内介護支援専門員研修会	開催回数	4回	4回	4回	4回	4回

③任意事業

i 介護給付等費用適正化事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するために、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、サービス利用者への利用状況の送付やケアプラン点検を行います。

また、介護保険制度の趣旨、良質な事業を展開する上で必要な各種の情報提供もを行い、利用者に適切なサービスが提供できる環境を整備し、介護給付適正化を目指します。

ii 家族介護支援事業

家庭内で要介護者を介護している人に必要な支援を行う事業です。具体的には、高齢者の実態把握調査において介護者が不安に感じる介護（排泄、屋内の移乗移動、認知症への対応、等）に対して、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室の開催、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を行います。

地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、欠かせないものとしてこの事業に取り組んでいきます。

iii その他の事業（住宅改修理由書作成等助成費）

介護保険法施行規則の規定に基づき、居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した者に対して、助成金を交付する事業です。

制度利用が必要な利用者の把握に努め、事業の周知を図ります。

【各事業量の実績と見込み】

	年度 単位	実績	見込み	計画値		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付等費用適正化事業						
ケアプラン点検 (住宅改修・福祉用具購入プラン)	点検数	※「IV-(6)介護給付適正化への取り組み」に記載				
ケアプラン点検 (居宅介護支援事業所)	点検数	※「IV-(6)介護給付適正化への取り組み」に記載				
家族介護支援事業						
在宅医療フォーラム開催	開催回数	1回	0回	1回	1回	1回
介護相談・物忘れ相談会開催	開催回数	0回	1回	1回	1回	1回

(5) 自立支援・重度化防止等の取り組み

介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活を過ごすための体制の確立が喫緊の課題となっています。

そのため、国では介護保険法等の改正を行い、介護保険事業計画において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取り組み及び目標の設定を求めています。

①第 8 期計画の実績

本町では、住み慣れた地域で生きがいを持って自立した暮らしができるように、第 8 期計画においては、以下の 5 項目に注力し、数値目標を掲げて取り組んできました。

	第 8 期 計画値			第 8 期 実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①地域密着型サービス事業所への実地指導	指定有効期間(6 年間)中に 1 回は実施			全事業所について、計画期間中に実地指導を最低 1 回実施		
②医療介護に関わる多職種の関係者が参加する地域ケア会議の開催	令和 5 年度末までに年 6 回の実施を目指す			6 回	6 回	6 回
③介護支援専門員に対する研修会の実施	年間 5 回			4 回	4 回	4 回
④認知症初期集中支援チームによる支援会議の実施	月に 1 回			対象 1 ケースにつき 3 回実施	対象ケースなし	対象ケースなし
⑤一般介護予防事業参加者の増加	全高齢者の 1 割			延べ 2,097 人	延べ 5,215 人	延べ 5,590 人

②第 9 期計画における目標

第 9 期計画に向けては、以下の取り組みを実施していきます。また、国では市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しており、この交付金を活用し、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取り組みにおける一層の強化を図ることを目指します。

i. 取組指標

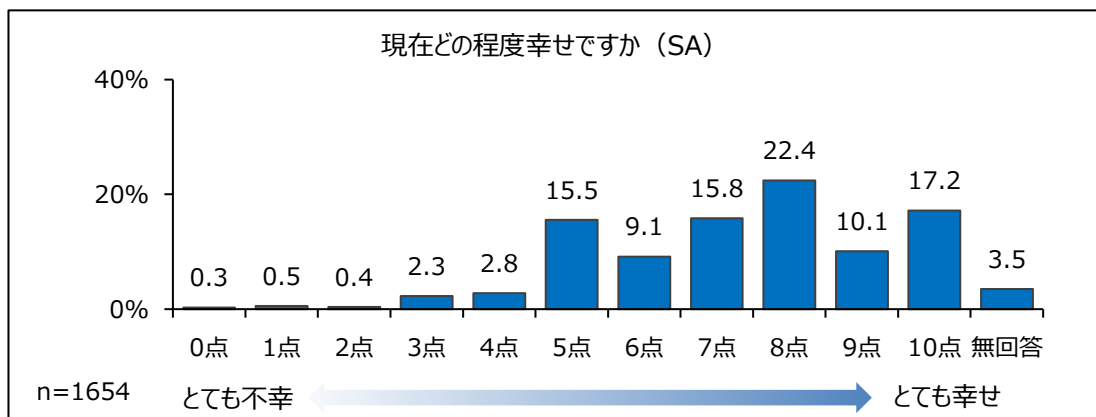
取組内容	目標数値
①地域密着型サービス事業所への運営指導	指定有効期間中に 1 回は実施
②医療介護に関わる多職種の関係者が参加する地域ケア会議の開催	年 6 回の定期開催の定着
③介護支援専門員に対する研修会の実施	年間 5 回
④認知症初期集中支援チームによる支援会議の実施	月に 1 回
⑤地域における団体・グループ活動が促進できるよう周知、人材、サービス利用者のコーディネート、マッチングの実施	地域における団体・グループ活動等への参加者の増加
⑥地域リハビリテーション支援事業におけるリハビリ専門職の活用	訪問等の場を活用した介護予防ケアマネジメントの向上に資する助言や介護施設などの職員等への助言の回数が年 6 件以上

ii. 成果（アウトカム）指標

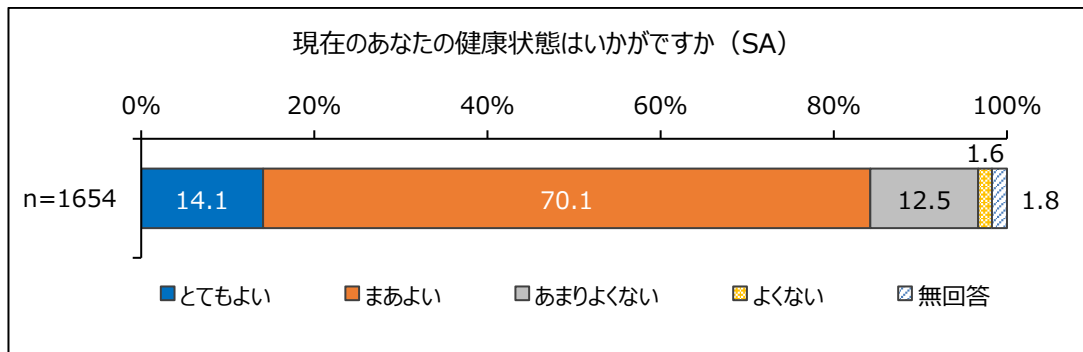
成果指標	目標数値
①主観的幸福感の高い高齢者の割合	7点以上の人が80%以上
②主観的健康感の高い高齢者の割合	「とてもよい」「まあよい」と回答した人が85%以上
③15分続けて歩いている高齢者の割合	「できるし、している」人が80%以上 (できるけどしていない人の割合を減らす)
④初めて要支援・要介護認定を受けたときの年齢	現状値(83.6歳) [※] 以上 <small>※現状値は、令和5年度中に新規申請のあった180件の介護保険被保険者における申請日時点の平均年齢</small>

【参考：ニーズ調査結果】

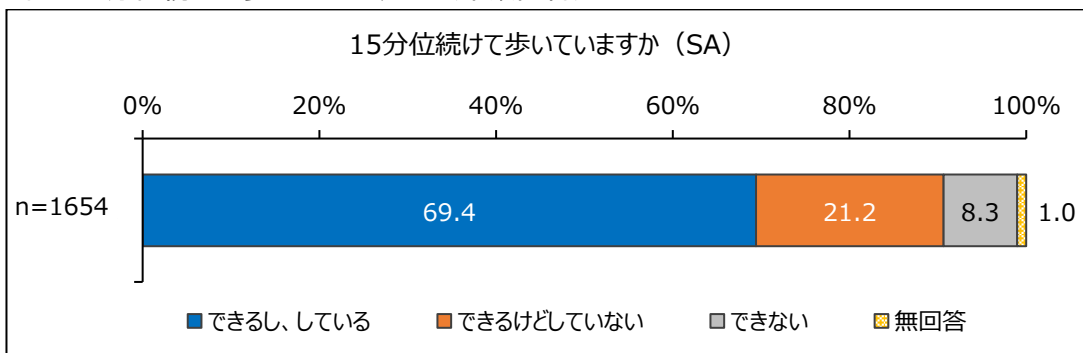
■図 主観的幸福感(単数回答)



■図 主観的健康状態(単数回答)



■図 15分位続けて歩いていますか (単数回答)



(6) 介護給付適正化への取り組み(介護給付適正化計画)

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者である本町が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能です。そのため、本町では介護給付適正化計画を第 9 期介護保険事業計画に合わせて策定し、PDCA サイクルに基づいて実施することで、保険者の責任において費用の適正化を図ります。

適正化事業の実施主体は保険者ですが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県、国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取り組みを支える山梨県国民健康保険団体連合会と現状認識を共有し、連携して取り組みます。

①第 8 期計画における実績

第 8 期計画においては、必要な給付を適切に提供し、山梨県の介護給付適正化計画との整合性を図るため、以下の主要 5 事業を計画し取り組みました。

		第 8 期 計画値			第 8 期 実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要介護認定の適正化	調査件数 (件/年)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
ケアプランの点検	点検数 (件/年)	60	60	60	142	124	114
住宅改修等の点検	点検数 (件/年)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
医療情報との突合・縦覧点検	点検数 (件/年)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
給付明細発送	発送回数 (回/年)	—	3	3	0	0	0

②第9期計画における取組

i 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査は、町職員等や指定居宅介護支援事業所等に一部委託して実施しています。認定調査の内容については、全件確認を行っており、「要介護認定業務分析データ」等を活用し、全国の自治体の中での状況を把握し、要介護認定の平準化及び適正化に取り組めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	全件点検	全件点検	全件点検

ii ケアプランの点検

住宅改修や福祉用具購入の給付を受けた被保険者に対し、その後のケアプランでどのような目標が立てられているか等の点検を行います。併せてケアマネジャーに対して指導・助言等を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検	8件/年	12件/年	12件/年

iii 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

住宅改修については、事前申請の内容を点検後、職員が現場で確認して着工しています。将来的に、リハビリ職等からの専門的アドバイスを受けながら点検を行います。福祉用具の購入・貸与については、ケアプランチェックを通し、確認を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修等の点検	全件点検	全件点検	全件点検

iv 医療情報との突合・縦覧点検

介護給付と医療給付の情報の突合や国保連合会の適正化データを活用し、不適正な請求については過誤の手続きを行うよう指導・助言します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合・縦覧点検	全件点検	全件点検	全件点検

第7章 介護保険事業費の算定

1 介護費用額の推移

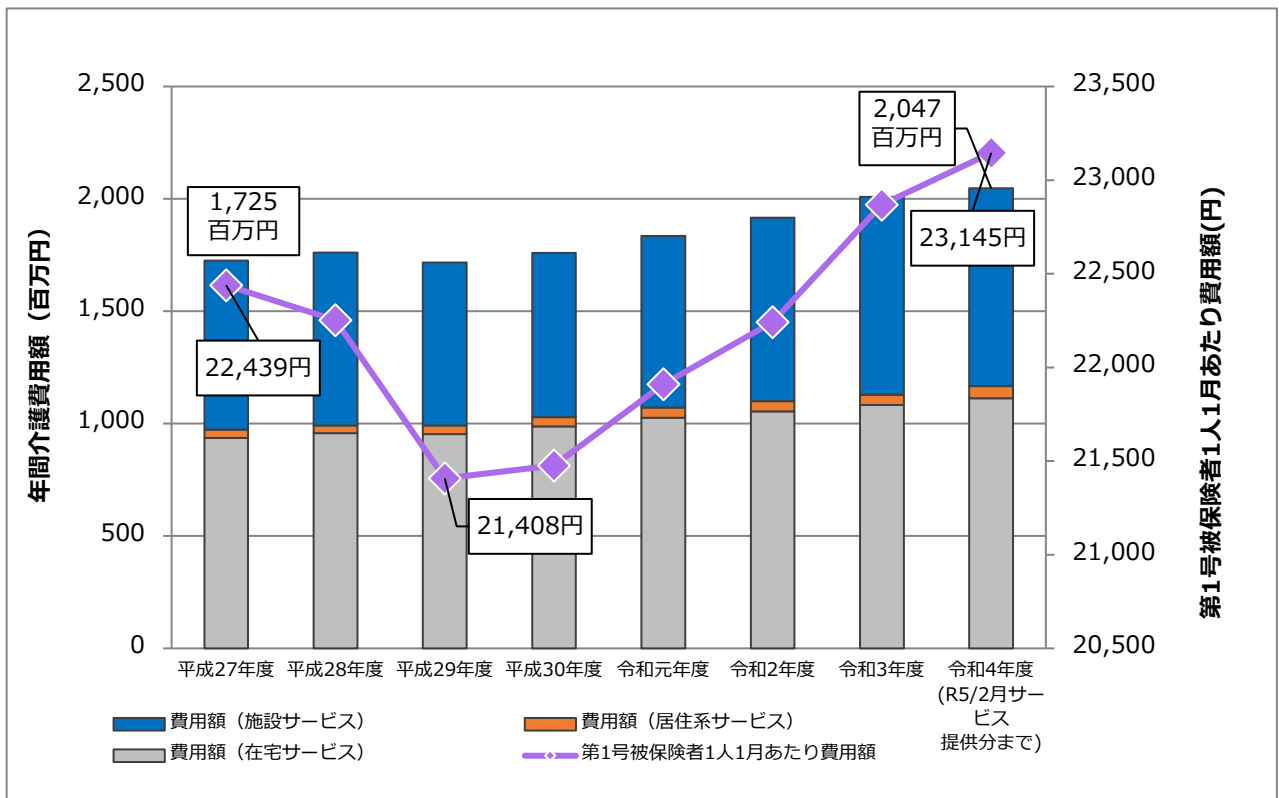
費用額全体は増加傾向にあり、特に在宅サービスにおける増加が大きくなっています（費用額全体で、平成27年度1,725百万円→令和4年度2,047百万円。約2割上昇）。

また、令和4年度の第1号被保険者1人1月あたり費用額は約23,100円となっており、最も低かった平成29年度と比較すると、1,700円程度上昇しています。

これからの社会では、高齢者の増加だけでなく「現役世代の急減」という新たな局面に移行していくことから、今後は介護ニーズや介護にかかる費用の急増が想定されます。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていくためには、介護保険サービス等を適切に利用し、要介護状態の悪化を可能な限り遅らせることが重要です。そうすることで、介護保険制度の財政面においても、結果的に総給付費の急激な増加を抑え、制度を維持することが可能になることから、今後も介護保険制度の持続可能性に一層留意しながら、介護保険事業の運営について考えていく必要があります。

■図 介護費用額の推移



※在宅サービスは、主に、自宅で日常生活援助や介護（訪問系サービス）を受けたり、自宅から施設に通い介護サービスや機能訓練等（通所系・短期入所系サービス）を受けるサービスをいいます。

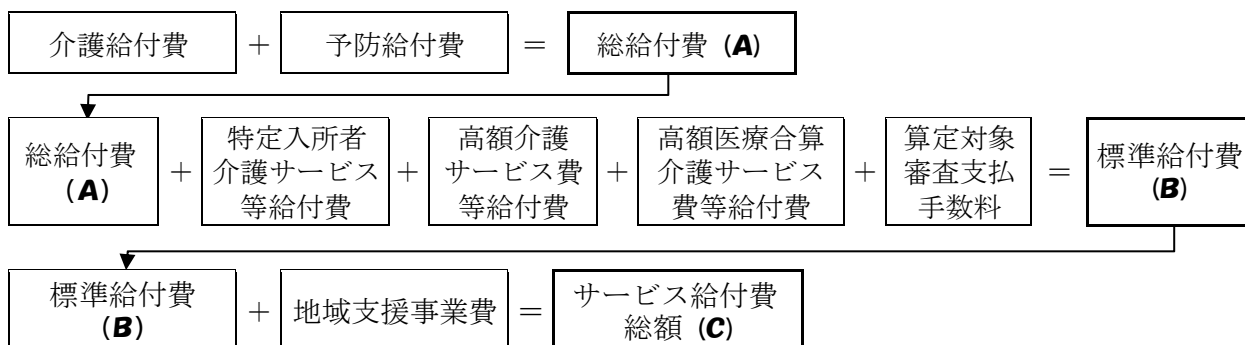
※居住系サービスは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅等のうち、指定を受けた施設の居住者に対して、住居の提供や食事の用意、洗濯などの生活援助だけでなく、食事や入浴、排泄の介助をはじめとする身体介護やリハビリなどを提供するサービスをいいます。

※施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院などの、介護保険施設に入居して受ける介護サービスです。

出典：見える化システム

2 保険給付費の推計

第9期計画期間のサービス給付に必要な総額（C）は6,911,376,730円となります。



① 介護給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	183,105,000	190,310,000	193,968,000	567,383,000
②訪問入浴介護	17,435,000	18,279,000	18,978,000	54,692,000
③訪問看護	26,617,000	28,524,000	28,999,000	84,140,000
④訪問リハビリテーション	23,846,000	24,591,000	24,591,000	73,028,000
⑤居宅療養管理指導	6,462,000	6,775,000	7,007,000	20,244,000
⑥通所介護	303,519,000	316,660,000	326,546,000	946,725,000
⑦通所リハビリテーション	55,123,000	58,197,000	58,820,000	172,140,000
⑧短期入所生活介護	127,085,000	133,164,000	138,963,000	399,212,000
⑨短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩福祉用具貸与	82,911,000	86,347,000	88,667,000	257,925,000
⑪特定福祉用具販売	3,317,000	3,317,000	3,317,000	9,951,000
⑫住宅改修	3,335,000	3,335,000	3,335,000	10,005,000
⑬特定施設入居者生活介護	63,712,000	63,792,000	63,792,000	191,296,000
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	36,310,000	36,356,000	36,356,000	109,022,000
④小規模多機能型居宅介護	26,681,000	29,343,000	31,217,000	87,241,000
⑤認知症対応型共同生活介護	32,737,000	36,044,000	36,044,000	104,825,000
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	237,589,000	237,890,000	237,890,000	713,369,000
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	138,642,000	144,991,000	146,768,000	430,401,000
施設サービス				
①介護老人福祉施設	244,184,000	270,391,000	270,391,000	784,966,000
②介護老人保健施設	267,116,000	267,454,000	267,454,000	802,024,000
③介護医療院	39,775,000	39,825,000	39,825,000	119,425,000
④介護療養型医療施設				
居宅介護支援	112,849,000	117,696,000	120,450,000	350,995,000
介護給付費計	2,032,350,000	2,113,281,000	2,143,378,000	6,289,009,000

② 予防給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問介護				
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	329,000	329,000	329,000	987,000
④介護予防訪問リハビリテーション	1,652,000	1,654,000	1,654,000	4,960,000
⑤介護予防居宅療養管理指導	99,000	100,000	100,000	299,000
⑥介護予防通所介護				
⑦介護予防通所リハビリテーション	3,313,000	3,318,000	3,318,000	9,949,000
⑧介護予防短期入所生活介護	385,000	386,000	386,000	1,157,000
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	4,197,000	4,376,000	4,447,000	13,020,000
⑪特定介護予防福祉用具販売	0	0	0	0
⑫住宅改修	1,493,000	1,493,000	1,493,000	4,479,000
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	3,068,000	3,183,000	3,239,000	9,490,000
介護予防給付費計	14,536,000	14,839,000	14,966,000	44,341,000

単位:円

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	2,046,886,000	2,128,120,000	2,158,344,000	6,333,350,000
--------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------

③ 標準給付費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	2,046,886,000	2,128,120,000	2,158,344,000	6,333,350,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	79,776,566	82,239,886	83,864,013	245,880,465
特定入所者介護サービス費等給付額	78,666,063	80,992,600	82,592,095	242,250,758
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,110,503	1,247,286	1,271,918	3,629,707
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	46,707,077	48,154,949	49,105,945	143,967,971
高額介護サービス費等給付額	45,996,400	47,356,737	48,291,969	141,645,106
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	710,677	798,212	813,976	2,322,865
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,346,686	4,475,238	4,563,618	13,385,542
算定対象審査支払手数料	2,395,384	2,466,232	2,514,940	7,376,556
審査支払手数料支払件数	29,212	30,076	30,670	89,958
標準給付費見込み額 (B)	2,180,111,713	2,265,456,305	2,298,392,516	6,743,960,534

④ 地域支援事業費

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	53,920,196	56,318,000	57,178,000	167,416,196
介護予防・日常生活支援総合事業費	27,992,000	29,728,000	30,578,000	88,298,000
包括的支援事業・任意事業費	23,302,500	23,810,000	23,820,000	70,932,500
包括的支援事業(社会保障充実分)	2,625,696	2,780,000	2,780,000	8,185,696

⑤ サービス給付費総額

単位:円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費+地域支援事業費)	2,234,031,909	2,321,774,305	2,355,570,516	6,911,376,730

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

3 第1号被保険者の保険料の推計

① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の推計に当たっては、介護保険事業における法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施する水準等により標準給付費（総事業費の90%）を算定し、第1号被保険者の負担割合に応じた額を算出します。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

総事業費						利用者負担 *1 (総事業費 の10%)
標準総給付費(総事業費の90%)						
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国		県	町	
		調整交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	

*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%(定率)、県が17.5%(定率)、町が12.5%(定率)となります。

*第1号被保険者の負担率は第6期計画までは22%でしたが、第7期計画から23%に改正されています。

*1 一定以上の所得のある方(前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上)の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方(「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円以上)は30%の負担(ただし、月額44,400円の負担の上限あり)となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付費総額を基に算定します。本町の第9期計画期間におけるサービス給付費総額（標準給付費＋地域支援事業費）は6,911,376,730円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、「調整交付金相当額*2」、「調整交付金見込み額*2」、「財政安定化基金*3 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「保険者機能強化推進交付金等の交付見込額」「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

+	標準給付費見込み額 6,743,960,534円	+	地域支援事業費 167,416,196円	×	第1号被保険者負担割合*1 23.0%
	調整交付金相当額*2 (標準給付費額の5.0%) 341,612,927円	-	調整交付金見込み額*2 (交付割合: R6=3.34%、R7=3.04%、R8=2.70%) 206,407,000円		+ ・財政安定化基金*3 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%) ・財政安定化基金償還金 0円
-	保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額 16,899,000円	-	準備基金取り崩し額 153,500,000円	=	保険料収納必要額 1,554,423,575円

*1 第1号被保険者の負担率は第6期計画までは22%でしたが、第7期計画から23%に改正されています。

*2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

*3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③ 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者は3年間で延べ22,480人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があります。その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は23,604人(D)となります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	7,397	7,498	7,585	22,480
前期(65歳～74歳)	3,533	3,527	3,520	10,580
後期(75歳以上)	3,864	3,971	4,065	11,900

	基準 所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8
第1段階		985	13.3%	998	13.3%	1,010	13.3%	0.455	0.455	0.455
第2段階		624	8.4%	633	8.4%	640	8.4%	0.685	0.685	0.685
第3段階		458	6.2%	464	6.2%	470	6.2%	0.690	0.690	0.690
第4段階		907	12.3%	919	12.3%	930	12.3%	0.900	0.900	0.900
第5段階		1,180	16.0%	1,197	16.0%	1,210	16.0%	1.000	1.000	1.000
第6段階		1,229	16.6%	1,247	16.6%	1,260	16.6%	1.200	1.200	1.200
第7段階	120万円以上	978	13.2%	991	13.2%	1,003	13.2%	1.300	1.300	1.300
第8段階	210万円以上	486	6.6%	492	6.6%	498	6.6%	1.500	1.500	1.500
第9段階	320万円以上	200	2.7%	203	2.7%	205	2.7%	1.700	1.700	1.700
第10段階	420万円以上	112	1.5%	113	1.5%	115	1.5%	1.900	1.900	1.900
第11段階	520万円以上	56	0.8%	57	0.8%	58	0.8%	2.100	2.100	2.100
第12段階	620万円以上	32	0.4%	32	0.4%	33	0.4%	2.300	2.300	2.300
第13段階	720万円以上	150	2.0%	152	2.0%	153	2.0%	2.400	2.400	2.400
計		7,397	100.0%	7,498	100.0%	7,585	100.0%			



例えば、令和6年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の保険者数は、985人×0.455(基準額に対する割合)=448.2人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	7,767.1	7,872.6	7,964.1	3年間計(D)	23,604

第9期計画(令和6年度～令和8年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増えていますが、第8期期間の準備基金を153,500,000円取り崩すことができたことから、算出される保険料収納必要額は1,554,423,575円となります。

これに、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.0%と見込み、所得段階別加入割合補正後の被保険者数23,604人を用いて保険料基準額を算出すると、介護保険料基準月額額は5,600円(準備基金の取崩額の影響額は553円)となります。

<table border="1"> <tr><th colspan="2">保険料収納必要額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">1,554,423,575 円</td></tr> </table>	保険料収納必要額		1,554,423,575 円		÷	<table border="1"> <tr><th colspan="2">予定保険料収納率</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">98%</td></tr> </table>	予定保険料収納率		98%		÷	<table border="1"> <tr><th colspan="2">所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">23,604 人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)		23,604 人	
保険料収納必要額																
1,554,423,575 円																
予定保険料収納率																
98%																
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)																
23,604 人																
<table border="1"> <tr><th colspan="2">保険料基準 年額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">67,200 円</td></tr> </table>	保険料基準 年額		67,200 円		⇒	<table border="1"> <tr><th colspan="2">保険料基準 月額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">5,600 円</td></tr> </table>	保険料基準 月額		5,600 円							
保険料基準 年額																
67,200 円																
保険料基準 月額																
5,600 円																

【第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料	
		保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455	30,580 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.685	46,040 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.690	46,370 円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	60,480 円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	67,200 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	80,640 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上の人	1.300	87,360 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上の人	1.500	100,800 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	1.700	114,240 円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上の人	1.900	127,680 円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上の人	2.100	141,120 円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上の人	2.300	154,560 円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	2.400	161,280 円

【第8期保険料から第9期保険料への増減率】

<table border="1"> <tr><th colspan="2">第8期保険料月額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">5,720 円</td></tr> </table>	第8期保険料月額		5,720 円		⇒	<table border="1"> <tr><th colspan="2">第9期保険料月額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">5,600 円</td></tr> </table>	第9期保険料月額		5,600 円		<table border="1"> <tr><th colspan="2">増減率</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">- 2.1%</td></tr> </table>	増減率		- 2.1%	
第8期保険料月額															
5,720 円															
第9期保険料月額															
5,600 円															
増減率															
- 2.1%															

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を効率的・効果的に実施するために、次のとおり計画推進体制を整備し、施策・事業の進捗状況について定期的に把握し、評価を行っていきます。

(1) 地域包括支援センターとの連携

- ・ 地域包括支援センターとの連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進します。

(2) 庁内各課・社会福祉協議会との連携

- ・ 福祉推進課、健康増進課、住民課、生涯学習課、税務課、富士河口湖町社会福祉協議会など、庁内各課・社会福祉協議会の連携を強化し、計画の効果的・効率的な運営を行います。

(3) 近隣市町村との連携

- ・ 今後も、近隣の市町村との連携・協力関係を維持し、必要に応じて会議等を行います。

(4) 国・県との連携

- ・ 多くの施策は、国・県それぞれのレベルでも実践されており、こうした施策が富士河口湖町においても積極的に展開されていくことが望ましいため、今後も、国・県との連携・協力関係を維持していきます。

(5) 計画の点検・評価

- ・ 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の運営が円滑かつ適切に行われるよう、サービスの種類ごとの利用状況、計画の実施状況の点検・評価を行います。
- ・ 本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、介護保険運営協議会等において報告・協議します。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの事業内容や事業の成果などについて検討を行います。また、そこで得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、今後の運営や計画の見直し時に反映していきます。

2 情報提供体制の充実

本計画の推進に向けて、次のとおり、情報提供体制の更なる充実に努めます。

(1) 情報提供体制の構築

- ・ サービスの質の向上に繋がる情報提供体制の構築を行います。
- ・ 広報紙、パンフレット等の定期的な発行により、サービス事業者に関する情報やサービスの利用・契約に役立つ知識等を利用者に継続的に提供します。
- ・ 認定申請からサービス提供まで迅速に対応できるように、町、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者などが介護保険サービスの情報を共有する体制を整備していきます。

(2) インターネット等での情報提供の検討

- ・ 介護サービス事業者の選択方法や、サービス内容・利用法、法改正等の情報がいつでも手軽に入手できるように、また、あらゆる年代で情報の収集が可能となるように、町のホームページ等を使った情報提供やサービスマップの活用などを行います。

資料編

1 富士河口湖町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 富士河口湖町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため、富士河口湖町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第 3 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表
- (2) 関係団体等の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 介護保険被保険者代表

(任期)

第 4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

2 富士河口湖町 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	所属団体名	職名	氏名	備考
1	介護保険運営協議会	委員長	三浦 康夫	委員長
2	民生児童委員協議会	高齢者部会長	駒谷 昌文	副委員長
3	介護保険運営協議会		渡辺 美雄	
4	介護保険運営協議会		外川 満	
5	山梨赤十字病院	院長	伊藤 誠司	
6	(社) 歯科医師会	歯科医	井出 郊美	
7	薬剤師		赤池 久男	
8	介護保険サービス事業者(居宅)	介護支援専門員	丸山 春美	
9	介護保険サービス事業者(施設)	管理者	渡辺 秀美	
10	富士河口湖町社会福祉協議会	局長	三浦 宗治	
11	被保険者代表	船津地区	赤池 洋彦	
12	被保険者代表	小立地区	古屋 あさ子	
13	被保険者代表	大石地区	堀内 江里子	
14	被保険者代表	河口地区	渡邊 旭	
15	被保険者代表	勝山地区	小佐野かず子	
16	被保険者代表	足和田地区	梶原 桂子	
17	被保険者代表	上九一色地区	伊藤 太久夫	
18	人権擁護委員		三浦 孝明	

事務局	福祉推進課長	小林 久弥
	福祉推進課	倉澤 美由紀
	健康増進課長	渡辺 勝保
	健康増進課	梶原 眞由美
	健康増進課	堀内 拓

3 富士河口湖町 第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定の経緯

日 時	内 容
令和 4 年 9 月 1 日～ 令和 5 年 6 月 30 日	在宅介護実態調査の実施
令和 5 年 1 月 10 日～ 令和 5 年 1 月 27 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和 5 年 10 月 16 日	<p>第 1 回 富士河口湖町 第 10 次高齢者保健福祉計画・ 第 9 期介護保険事業計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画策定にかかる基本的事項について ○基本理念及び基本方針について ○高齢者及び介護保険事業等の現状について
令和 6 年 1 月 17 日	<p>第 2 回 富士河口湖町 第 10 次高齢者保健福祉計画・ 第 9 期介護保険事業計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の 素案について ○第 9 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の 保険料試算について
令和 6 年 1 月 26 日～ 令和 6 年 2 月 8 日	パブリックコメント実施
令和 6 年 2 月 14 日	<p>第 3 回 富士河口湖町 第 10 次高齢者保健福祉計画・ 第 9 期介護保険事業計画策定委員会</p>

富士河口湖町
第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

富士河口湖町 健康増進課・福祉推進課
〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
電話 0555-72-6037 ファックス 0555-72-6027
ホームページ <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp>